

---

平成25年第6回大和町議会定例会会議録

---

平成25年12月11日（水曜日）

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	曾 根 秀 子
議 事 班 長	千 坂 俊 範	主 事	逢 坂 孝 徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

少し早いんですが、おそろいですので、ただいまから本会議を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番堀籠英雄君及び13番高平聡雄君を指名します。

---

---

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

14番馬場久雄君

1 4 番 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名は、敬老祝金支給の見直しをできないかということでございます。

私どもは11月中旬に町民の皆さんと議会との懇談会を3日間にわたって開催いたしました。その中で質問といいますが、町民の方から質問がございました。要旨としましては、今現在80歳以上の敬老者の方々への祝い金を支給しているわけなんですけど、ことしから500円減額されまして、その減額した理由として、これはアトラクションの充実のために使うとの町の説明であります。敬老会の出席者は約半数ほどとなっております。出席者はアトラクションを楽しむことができますが、欠席する対象者の方は強制的に500円をアトラクション代として提供させられたことになるん

じゃないかと。このような不公平な実施を是正して、来年度からは以前どおり5,500円に戻すことができないかという旨の質問がありました。

今回、広報たいわの12月で町長への手紙の一環として回答は寄せられているところなのですが、これは11月中旬のお話だったものですから、そして一般質問の締め切りも28日ということでありましたので、ちょっと回答の要旨は後から見る形になりましたけれども、あえて町民の意見ということで質問をさせていただきました。

敬老会についてはいろいろな課題があるんだろうと思われまので、敬老会はもうことは終了しておりますけれども、課題の整理等々進んでいるのかどうか、また今後どのような敬老会の姿にしていっていいのか、町としてのお考えをお聞きするものでございます。また、この質問者の内容、この祝い金の再考というものはできるのかどうかということを2点あわせてご質問させていただきます。

よろしく願います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

それではただいまの馬場議員のご質問でございますが、2つあったんですが、関連しておりますので一括してお答えをしたいと思います。

本年度の敬老会につきましては、9月16日月曜日の敬老の日を初めといたしまして、各行政区ごとに町内44会場、城内西地区は台風18号の影響で式典を中止したところでございますが、44会場で行政区長さんを代表とする地域皆様方のご尽力によりまして開催することができました。大変なご協力、関係者の皆様方のご協力をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

この敬老会でございますが、実施状況を報告させていただきますが、満75歳以上の敬老者、これは在宅者の方が2,945名おいででございますが、そのうち1,536名の方にご参加をいただきまして、参加率につきましては52.16%となったところでございます。9月16日の敬老の日には台風18号が通過する悪天候でございましたが、そういった中で24会場で敬老会が開催されまして、多くの敬老者の皆様方に参加をいただいたところでございます。昨年対比といたしましては0.8ポイント減となったところでございます。敬老会終了後には各行政区長さんにより参加人数、経費等のご報告、さら

には敬老会事業等へのご意見、ご要望等をいただいておりますところをごさいます、各行政区とも趣向を凝らした敬老会の開催であり、参加された敬老者の方には喜んでいただけたというご意見を多くいただきましたが、一方で敬老会を応援いただきますボランティアの方々が高齢化をしているということ、また、それぞれの地区でやっておりますが、参加する方の人数がふえてまいりまして会場が狭いとかそういった問題、また欠席者への対応ということにつきましてもご意見を頂戴しているところでございます。

また敬老祝い金の支給につきましては、毎年、町内に住所を所有してまして9月1日現在引き続き1年以上居住しておられます80歳以上の方1,708名に祝い金5,000円の支給をいたしたところでございます。敬老祝い金につきましては行政区の区長さん、そしてボランティアの皆さんからのご意見を頂戴した中で、先ほどもお話にありましたけれども、アトラクション等の充実と、またお手伝いをされるボランティアさんの増員を図って、1人でも多くの敬老者に参加いただき、お話をさせていただいたり、アトラクションを鑑賞していただいたりとお楽しみひとときを過ごしていただきたいという思いの中で、本年の3月議会におきまして敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を、そして敬老会経費につきましてはの議決をいただいて、本年度から500円の減額をさせていただいたところでございます。

次年度以降の敬老会の開催に当たりましては、本年度実施の敬老会に対しましてご意見、ご要望等を踏まえまして、引き続き各行政区等からのご意見を頂戴しながら実施、長年において大和町の発展に尽くしていただきました皆様方に敬老の意を表し、ご長寿をお祝い申し上げたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

今ご回答いただいたんですが、議会としましてはことしの予算議会、3月議会で条例の改正、今、町長が言われたように祝い金に関しましては5,500円を500円減額して5,000円にするというふうな条例改正を満場一致、17名全員参加で議決をしたところでありますが、その後、町民の意見があったということであえて質問させていただくことをお許しいただきたいと思っております。本来であれば議会で決めたんだからというこ

とは重々承知でありますけれども、そういった声もあるということで、私もちょっと提案をさせていただきました。

今現在敬老会を実施しておりますけれども、従来は一堂に会して小学校とか中学校とかをお借りしてやっていた記憶もございます。こういった町と各行政区と共同で主催するようになって、たしか平成17年ごろからの共同の開催かなというふうには思っておるんですが、毎年毎年高齢化というか、そういったのが進みまして、対象者の方々もお元気でいらっしゃるということで対象人数がふえておることは事実です。そういうことで町としてもいろいろな対策は考えておるんだろうと思いますけれども、前回24年度の9月の決算議会でも社会文教常任委員会でこの敬老会に対する質問が出ておりました、代表質疑で。やはりそれは23年度の敬老会のあり方の反省なんです、それを見直すところは見直して、敬老会が終わったたびに見直しはしていかなきゃならないということをおっしゃられるわけなんですけれども、また24年度が終わって、今回も25年度の敬老会が無事終わって、やはり今、町長が述べられたように会場の問題であったりボランティアが高齢化していると、同じようなことの繰り返しになっているわけなんです。ですけれども、底辺としてはどんどんやはり対象者がふえつつある状況でありますので、これはやはり漫然として地域に任せるだけではなかなかいけないのかなというふうに思うところもあります。ですから終わったばかりですし、いろいろな行政区長さんからのご意見も頂戴しているところだろうと思いますので、やはり次年度に備えてそういう対策をするべきだなと思っています。町長のご回答にあるように支えていただく地域の方々、またボランティアの方々も高齢化になっていると。それから町場のほうは特になんですが、吉岡地区は特にだと思んですが、コミュニティセンターとかを持っていない地区もありますし、やはり会場を順繰りにお借りしてやっている地区もあります。ですからそういった会場の問題もあります。このごろは吉岡の南地区とか会場を持っていない、会館を持っていない地域ですと、やはり大きい会場となりますと遠藤旅館さんとかそういう場所になりますので、そういう会場をお借りしてやるというふうにもなっております。逆に言うとボランティアさんも余り手がかからなくて済むのかなと。そういう形で一応敬老会を実施すると、実施はしなきゃならないというふうな思いで皆さんやっているんだろうと思います。やはり地区に大きなといいますか、それなりの会場があればそこを主体として動くというのが当たり前なんだろうと思うんですけれども、やむを得ずそういったことも出てるようです。最後に欠席者への対応という町長からのお答えがありましたけれども、実際に地域の人たちとしても半分しか来ていない、出席者が50%ちょっとという

ことなので、欠席者、やむを得ず、ぐあいが悪くて出席できない、もしくは寝たきりで行けない、行きたいんだけども足の便がなくて行けないとか、いろいろな条件はあるかと思えますけれども、それらの方々に対する対応が各地区バラバラだとは思いますが、なかなかどういうふうにしたらいいかということで、やっていないというのものもあるのかなと思っております。関連してあれですけれども、欠席者の方にも同じようにいろいろな昼食といたしますか、例えばお弁当をとっているとすればそれもやったことはある地区もあるんですが、やはり食中毒とかそういった問題が絡みましてそれもやらないというから、今、何も欠席者には、町長からの来てくださいというご案内状が行って、あとは余り、地区で考える以外行っていないというふうな現状です。ですからこういった質問をする方も、来ない人の分を削って、会場に来た人ばかりで楽しむのかというふうな意見もあるんだらうと思えますので、その辺をいま一度やはり町としても考えていただければ地区の区長さん方も幾らか助かるのかなというふうには考えるところなので、いま一度この辺についてお考えをお示しいただければと。

お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに敬老祝い金を5,000円にしたということについて、町のほうにもご意見はあるところをございまして、広報等でもご回答しているところをございます。そういった意見もあることを承知しておるところをございますけれども、大多数の方といえますか、には賛同いただいております。あと先ほど申しましたけれども、各地区で敬老会を開催していただいた区長さん方からいろいろお話を聞いた中でも、そういったことにつきまして内容の充実がよかったというようなご意見も頂戴しておるところをございまして、そういった中で、違うご意見もあるということは認識はしておるところをございます。大勢の意見としましてはよかったというふうにございます。

また敬老会のあり方ということをございます。これは繰り返しのところをございますけれども、そのとおり以前は各地区、旧町村単位でやっていたわけをございます。そのときに、あのときも会場地が1カ所であるとなかなかそのエリアの遠くの

方が来られないとか、あと場所によってはその会場では全部集めるのは大変だとか、またこれも違った意味での会場の問題だと思いますが、そういったことがあって各地区でそれぞれにやっていただくということで今現在に至っております。その中でも地区によっては全体でやる、例えば吉田地区のように独自にといいますか、地区ごとではなくて吉田地区全体でやっておられるところもありまして、それぞれに工夫といいますか、やってもらった中で進めてもらっているところがございます。課題についてはそういったいろいろあるわけがございますけれども、ボランティアの件もございます。これもいつもといえればいつもの課題にはなってくるのですけれども、お手伝いしていただく方の高齢化が進んでいるということ等、この地域、エリアによってだというふうに思っております、例えば今回私は杜の丘にお邪魔させていただきましたが、非常に若い方々がスタッフとして、もともと若い地域だからですけれども、そういったスタッフとして敬老祝い会をやっているというところもあって、いろいろ地域性がある、また新しい面も出てきているんだなというふうに思っているところがございます。課題について一概にこうしよう、ああしようというもので是正できるものはないのですけれども、金銭だけではないかと思えますけれども、そういった意味の改善策としまして今回ボランティアの方に大勢参加いただけるような体制をとったのも1つでございますし、また出演される方もボランティアのケースもあるわけがございますので、そういった方々に対する支援といいますか、地域の支援というか、そういったものを厚くするというような形で敬老会全体の予算については大きくなっておるところでございます。町としてもそういった工夫をしながら進めておるところでございますが、お話しのとおり毎年毎年いろいろな課題が出てきている現状でございます、その辺については地区の方々といろいろご意見を交換しながら、どういった方法が一番いいのか、全体で考えるべきなのか、エリアで考えるべきなのか、それはいろいろあると思えますので、その辺の意見の交換をしながらの改善はやっていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、欠席した方に対する対応につきましても、お話しのとおり地区によってはお花を届けるとか、あとはお祝い金はもちろんでございますが、お膳といいますか折といいますか、そういうのを届けていただいているところもあったというふうに思いますが、そのとおり食中毒の問題とかがあった場合にどうするんだと。これもまた1つの課題でございますので、これらにつきましても町としては一本に、こういうふうにやりましょうという決め方がいいのか、その辺について地域独自でいろいろお料理をつくっているところもおありですので、一概にこうというふうには言えないところが

あるというふうに思っております。この敬老祝い会というのは敬老者の方々にお祝いをするという、また楽しんでいただくという大きな目的があるわけですので、そのことをメインとして考えていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、その課題が山積みといたしますか、あることは間違いないというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、その都度反省をし、次に向けての改善をしながら、一遍に改善はできないところがございますけれども、そういった改善を積み重ねながら、敬老者の方々に感謝とお祝いの気持ちを込めての敬老会にしていきたいというふうに思っておりますので、今度とも皆様方のご意見とか、あとそれぞれのお立場でのご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

3月議会でも500円を減額した分、80歳以上の方の分ですね、アトラクション、今までは各地区に1万円の助成だったものを3万円にしましょうという予定、またボランティアさんもさっき町長が言われたように若い方にももちろんボランティアとして将来ともにご協力いただくためにも、少しボランティアの人数に対しても1地区例えば5人、6人いればその倍ぐらいの人数が行けるようにということで予算化の説明があつて、それを私どもは了承はしております。

ここ近年、いろいろな来ていただいた敬老者の皆さんに楽しんでいただくようにということで逐次少し増額をしていただいているのも存じておりますし、さらに今回こういう形で500円を削りながらそちらにある程度投入しているということもわかります。ただ一番の対応というと欠席者がこれだけ、半分ぐらいが欠席ということなので、それに対する対応というのも一番いろいろな不満を持つ材料の1つにもなるのかなということも思っていますので、その辺はやはりいかに対応していったらいいのか、私もちょっと考えてはいるんですけれども。前は記念品であつたり何だりというのを一律に皆やったんですけれども、各地区でやると、場所の狭さということもあるんですけれども、やはりそういう、病気で来られないのはやむを得ないんですけれども、そういうことで何がしかの対応があつてもいいのかなというふうにはちょっと思ってお

ります。

それで、いきいきサロンを今やっていますけれども、その前にはもっと年齢の低い75歳以上の方かな、三千何がしというのもあったんですけども、祝い金というか、それを廃止して、一律で廃止するわけにもいかんからというので皆さん方にできるいきいきサロンという事業に取り組んだというふうな記憶をしているんですけども。やはりそういったように削った分を皆さんに参加してもらって、浸透するような形が組めればどんなものかなという考えもあるんですけども、その辺についてはどうでしょう。かつてあったかのように記憶はしているんですけども。事業を始めるに当たってその財源としてやはり同じように削って、今、存続していますけれども、平成9年からやっている事業を皆さんに還元できるような形で。確かに文句は出たんですよ、削られるということに対しての文句は出ますので。それを皆さん共通のそういった形で各地域で見守っていただきましょうというふうな形でスタートしたような気はしています。ですからそういうふうな形で何かみんなが享受できるような、そういうものが考えられないのかなというふうにはちょっと思うところなんですけどね。

一応ボランティアさんの高齢化というか、さっき話が出ましたようにやはりボランティアも育てていかないと各地域でやっていくというのはなかなか大変なことだと思います。アトラクションといっても一流のそういった方々を頼んでくるととてつもない金額がかかります。どうしても地域のボランティアさんによるものとか、あと地域で活躍している、例えば文化協会に属している方々を何とか低額でお願いするとかという形でしかできないと思うんですね。場所にもよりますし。ですからそういう形でやっているのが今の敬老会のアトラクションの中身だろうと思うんですけども。そういう形で増額もしておることですから、やはり対象者の皆さんに喜んでもらうのはもちろんですけども、何とかもう少し来てもらえるような対策はないものかなというふうに考えるところなんですけどね。その辺でどうでしょう、皆さんが享受できるような形といいますか、そういうものというのはないですかね、何か。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

いきいきサロンの話が出たところでございますけれども、いきいきサロンについて

はそういうことで地域の方々がその地域に集って、そして皆さんと懇談の場を持ったりということで、そういった場を設けようということでスタートした事業だというふうに思います。それまでお祝い金をやったものをそちらに集約をしてという形でやったというふうに思っております、そういった意味では敬老会につきましても同じ集約をしたという形になろうかというふうに思っております。みんなが楽しめるということ、それはぜひということで思っております、お話しのとおりなかなかそのアトラクションとかそういったことにつきましても地元の方々の文化協会の方々とか、またはそういった芸達者な方々にご協力ももらってやっているということでございます。みんなと一緒に享受できるということで、1カ所でやればまたそういうことがあるのかもしれませんが、今の形態ですとなかなか同じものというのは難しいのが現状だろうなど。ただ、各地区、私も何か所か回らせていただいておりますけれども、すごく楽しい、私が楽しんだらだめなのかもしれませんが、本当に皆さん芸達者な方といえますか、手品から話術からいろいろやってすばらしいなというふうに思いますけれども、ああいう方々に場所を回ってもらってローテーションでやってもらうとか、そういうことも1つ、どうしても地区の方々が同じ地区でやっているというケースも多いようでございますので、そういった地区の方々に順番にいろいろなところを回ってもらうとかというのも趣向が変わって楽しいことかなと。ちょっと思いつきで申しわけありませんけれども。馬場議員のお話のとおり一律、同等の楽しさといえますか、みんなに同じように楽しんでもらうということについては今のやり方というところちょっと難しいのかなという気がします。1カ所に集まってもらってとかということになりますと、それはそれでやり方だというふうに思いますが、やはりこれにつきましては今度は来ていただく手段とか距離の問題とかそういうことも出てきて、前にもその辺の問題で分散した経緯もございますので、課題は行ったり来たりするんだなというふうに思いますけれども、そういった中で工夫をしてよりよい方向ということを考えていかなければいけない。同じように皆さん方に、全ての敬老者の方々にそういった楽しい会を催してそこに参加していただきたいというのはそのとおりだというふうに思っておりますが、課題としては非常にまだまだいろいろあるのかなというふうに思っているところでございます。皆さんのご意見を伺いながら、一遍には改善できないところでございますので、やれる部分から改善して、よりよい敬老会、意義のある敬老会にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

敬老会は私も参加させてもらっていますけれども、町長と同じく楽しくやらせてもらっておりまして、非常にいいなと。ですからそういう楽しい敬老会に、やはり魅力はあるわけですから、ぜひ多くの方に参加してもらおうということがまず1つの課題なんだろうと思います。

さっきも言いましたように吉岡は割と対象者が100とか200とかの人数が多いんですが、周りの地区ですと4・50名、6・70名というふうなそういう単位で、その半分しか来ないとなると半分になるわけで、そういったことがあります。やりやすい、やりやすすくないとか、そういうあれもあるんですけども、当然会場の都合が出てきます。やはり敬老者、75歳以上になりますと、生きている人たちですから同級生とか、近くの人たちが、同じ地区の人は何人かいるんですね。ですから大きいところでやると割と同級会みたいになっちゃって、吉田地区なんかは一度でやるから結構な人数が集まってある面では楽しいかもしれませんね。各地区でやりますと限られた何名かの人がああ同級生、元気かとかというふうな形になります。どういったやり方がいいのか、そういうこともあるんでしょうけれども、各地区で見守りながらとか、ことしも元気でいたねということ、ボランティアもそういう仕事を担っているわけだと思いますので、むしろそういう懇親の場になって各地区でやるのが今のところは私はいいいのかなと思っています。そしてアンケートとか対象者の人にも聞きますけれども、やはり足腰が弱くなってきたから近くがいいよねとか、遠くだと送ってくれる人がいないからなかなか行けないもんねとか、そういうこともあります。ただ、地区でやるからにはそういう中身の、やはり毎回毎回同じでなくて趣向を凝らせるような形でやっていかなければ長続きもしないのかなというふうに思いますので、ぜひそういうことで地区に対する協力といいますか、中心となる行政区長さんたちは意見を集約していると思いますので、担当課としてはそういったものはいろいろきめ細かく聞いて敬老会のあり方を今後詰めていただければなと思います。毎年冒頭申し上げましたように待っていると1年すぐ過ぎちゃって、次もまた同じようにというふうになっちゃいますので、意見集約をして、やはり各区長さん方にはこういうふうにしたいたか町の意向も伝えていただければもっとよりよい敬老会になるのかなと考えます。

それで、これはアトラクションに関してのやつを増額しておりますけれども、例えば落合地区なんかは2地区で1つ、例えば舞野上・下とかありますね。そういうとこ

ろには1つの団体でアトラクション経費を出しているんですか。2地区分、例えば3万円、3万円とかで出しているんですかね。1地区分。1カ所でやるというところに対してはアトラクション1つでしょう。ですから、2地区合同、3地区合同でやるという場合もその1地区3万円掛ける2とかという形で出しておるんですかね。ちょっとその辺だけ聞かせてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地区ごとにということで、1地区幾らといいますか、決めておるところでございますが、合同でやる場合につきましては2つ、2地区分ということになります。掛ける2といいますか。ですから合同でやっている、会場の問題とかいろいろあるというふうに思いますけれども、そういう場合には掛けるということで、予算的にはそういった配分といいますか、それをやっているところでございます。

それからさっきありました区長さんとかそういった方からのご意見ということですが、終わった後にいろいろ結果報告とかを出していただきまして、ご意見も頂戴して1つにまとめておりまして、意見の集約を図っているところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

吉田地区みたいに麓上から高田まで1会場でやるとなりますと人数も大きくなります。特に2地区合同で1カ所でやっているというのも1地区に対してやっているということですから、やはり楽しみを、アトラクションを充実させるという意味ではいいんですけれども、まわりからすると2地区合同でやって2地区分アトラクション代としていただけるということに対する不公平感というか、そういうことも出ていないでもない。ですから、要するにアトラクションを見るのは、1つの演劇を見るのは1カ所で見えるわけですから、3万円じゃなくて6万円もらってそれを見る、中身の濃いのができるじゃないかというふうな不満も聞こえないではないです。ということをお願い

たかったわけです。ですからいろいろやはり住民の方々というか、そういう方もおられるので、いろいろな意見をまず聞いて、中身の濃い敬老会を実施すべきだなと思っております。

以上で終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で馬場久雄君の一般質問を終わります。

続きまして、17番堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして2点の質問を行います。

1点目は、妊婦の歯科健診受診助成金について行います。

元気な赤ちゃんを産むためには、まず母親が心身ともに健康であることが一番大事なことであります。妊娠するとホルモンバランスの変化やつわりなどにより虫歯になりやすいだけでなく、歯周病にもかかりやすくなります。妊婦がなぜ歯周病にかかりやすくなるのかといいますと、それは妊娠すると女性ホルモンがふえてきます。歯周病菌はその女性ホルモンを栄養素にして繁殖するため歯周病になりやすいと言われており、歯周病が進行すると早産、低体重児出産のリスクが高まることが報告されており、母親の歯の健康状態が産まれてくる赤ちゃんに大きく影響してくることがわかっております。元気に産まれてくる赤ちゃんのために、妊婦の歯科健診は非常に重要であると考えます。妊婦の方へ歯科健診受診助成券を発行し、歯と口内の健康増進に努めてはいかがでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますけれども、妊娠中は食事の回数が多くなったり、つわり等で食事のリズムが不規則になったり、歯磨きが不十分になったりする上、胎盤でつくられるホルモンが歯周病菌を増殖しやすくするために、歯周病が悪化しやすいという事実がございます。早産や低体重児出産の原因といたしましては、喫

煙、飲酒、歯周病、歯槽膿漏等の原因があるところをごさいますて、議員お話しのとおり、特に妊娠している女性が歯周病に罹患している場合には、歯周病に罹患していない場合より約7倍も高く、喫煙、飲酒、高齢出産等による割合よりもかなり高い確率というふうになっております。

県内では9市町村で歯科医師による歯科健診を行っておりますて、そのうち個別方式、いわゆる歯科医院に行って健診をする個別方式ですが、これは2市2町でありまして、各市町とも受診回数につきましては1回、受診率につきましては30%程度となっておりますのでございます。本町におきましては妊産婦の歯科保健指導を実施しておりますて、母子健康手帳交付時におきましてすこやかな妊娠と出産のために妊婦健康診査の必要性の説明と勧奨、妊娠中の歯の状態、虫歯や歯周病等口腔の病気を防ぐために毎食後に歯を磨くなど口の中を清潔に保つための予防措置、さらには規則正しい食生活について、保健師及び栄養士よりご説明申し上げているところでございます。あわせて妊婦とその家族を対象といたしましたマタニティセミナーの事業内容の説明とご案内をしているところでもございます。マタニティセミナーにおきましては、マタニティレッスンといたしまして個別歯科相談及び虫歯や歯周病を防ぐのに効果的なことは歯磨きであることから、ブラッシングの指導等を歯科衛生士により行っておりますてでございます。これからお母さんになられる方は妊娠中のオーラルケア、口腔清掃に十分気をつけていただいて、お母さんの健康な歯が産まれてくるお子さんにとってはかけがえのないプレゼントとなるというふうに思います。

本町といたしましては、歯科医師によります歯科診断、歯科指導を組み入れ、なお一層内容の充実した歯科保健指導を行ってまいりたいと考えておりますので、その取り組み方、取り組み方法等につきまして仙台歯科医師会と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

今までの妊産婦につきましてはリスクが高いといえば喫煙、それからアルコールというのが一般的な、私たちもそういう方法で指導を受けたわけではありますが、町長のご答弁にもありましたとおり歯周病を患っている妊婦は早産や未熟児を出産する確率

が健康な人の7倍も高いということで、近年は歯周病は喫煙、アルコール以上に注意すべきリスクとして全国の産婦人科を中心に啓蒙活動が行われているところであります。ご答弁にもありましたとおり妊産婦の歯科保健指導については充実した実施をしていただいているところでありますけれども、ご答弁の中で歯科医師によります歯科健診・歯科指導など充実した保健指導を行っていきたいという考えと、それからその取り組み方法につきましては仙台歯科医師会と協議してまいるというご答弁をいただきました。その中で町としてどのような取り組みを考えておられるのか、考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在妊婦さんの指導につきましては歯科保健指導を実施しているところでございまして、そういった説明をやっているところでございます。そのほかに町としましては今、マタニティセミナーを実際やっておるところでございまして、このときにも現在は歯科医師ということだけでなく歯科衛生士の方からいろいろご指導というか、そういうことをしているところでございますが、今回このマタニティレッスンにおきまして歯科医師に来ていただいて見ていただくということ、そういったことのほうからまず入っていければというふうに考えております。それらについては、やり方につきましては申しましたとおり医師会のほうと相談をして、いろいろ時間の関係とかそういったものが非常にお医者さんですと難しいこともございますので、そういったことについてはこれから協議をしたいというふうに思っております。そのマタニティレッスン、20名ぐらいの方がおいでになっていると聞いておりますけれども、その場での指導からということで今、考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

歯科検診につきましては前向きに取り組んでいただいております、前向きに考えてもいただいておりますということは本当に私たち女性にとっては大変うれしいことであ

ります。

それで本町では母子健康手帳交付時に妊婦健診受診助成券を14枚交付されているわけですが、そしてその交付することによって妊婦と赤ちゃんの健康を守るための助成事業も行っておるわけであります。その中でほかの自治体の歯科健診受診の取り組みを見ますと、妊婦健診受診助成券14枚とセットで歯科健診受診助成券1枚を交付して取り組んでいるところが多く見受けられるようであります。その助成内容といたしましては、助成回数は1回としました上で、診察した上で治療行為が必要な場合、その治療行為につきましては本人負担ということであります。その検査内容につきましては虫歯、それから歯周病のチェック、結果説明、それから歯周病予防の保健指導となっております、この検査内容につきましては初診料も入って約2,500円前後で診察が受けられるようであります。妊娠するとさまざまな面で体の負担が大きくなりますので、本当に歯が痛いとかよほど歯肉が悪くなった状態でないとなかなか歯の健診までは行かないと思っております。きっかけの1つに歯科健診の受診助成券を交付することで歯医者さんにも行きやすくなるし、やはり歯の健診も大事だなということを認識されると思います。これからの取り組み方法を考えるということでありますから、歯科健診受診助成券の交付などもご検討に入れて取り組んでいただければと思いますけれども、この件につきまして町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この助成の仕方につきましてはそれぞれ市町村でいろいろ工夫をされてやっているようございまして、今お話しのとおりそういった助成をしているところもあるというふうに伺っております。全体の受診率等につきまして先ほども申し上げましたけれども、そういったところでも30%ぐらいという話を伺っております。そういったものについて、歯に対しての大切さとかそういったものを自覚するということですね。私もこの歯がそういう影響をするというのは最近知ったところございまして、女性の方は十分知っておられるのかもしれませんが、歯というものに対する感覚がまだまだ薄いのではないかというような気がいたします。受診券をお渡しして行ってくださいというのも1つの方法でしょうけれども、先ほど言いました町のほうでマタニティセミナーでやるということ、これには皆さんと一緒に集まって、一堂に会して

同じ意識を持ってもらってやるということですので、意識づけとして第一弾はこちらのほうがいいのではないかというふうに思っておるところでございます。今マタニティセミナーに来られる方はまだまだ少ないところでございますけれども、そういった形ではまず多くの方に一堂に会してわかってもらい見てもらうということを第一弾として、次の段階効果等も見ながら考えていきたいと思いますが、まずは先ほど申しましたとおりマタニティセミナーの中で取り組みをして、そしてその受診状況なり、またはその効果なり、そういったものが出ることをまず期待しておるところでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

いずれにしても歯周病は感染するものでありまして、出産のリスクばかりじゃなくて出産後のスキンシップによって赤ちゃんに感染するということもありますので、ぜひ元気に産まれてくるお子さんのためにも歯の健康は本当に大事でありますので、いろいろな取り組みがある中で前向きにどんどん進んでいただきまして、本当に妊婦と歯の関係、そして産まれてくる赤ちゃんにどのような影響を及ぼすかということもいろいろな支援事業の中で取り組んでいただきまして、本当に元気で産まれてくる赤ちゃんそのものに対してみんなで喜んでいただければなと思っております。とにかく妊婦と歯、歯周病、いろいろな歯の病気が赤ちゃんにどのような影響を及ぼすかということの大事さをやはり一番妊婦の方に知っていただくことが大事でありますので、これらのさまざまな事業を通してぜひこれからも取り組んでいただきたいと思っております。

これで私の1件目の質問を終わります。

次に、2件目の質問に入ります。

運転免許証の自主返納制度への取り組みと支援策について質問を行います。

運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下等により運転に不安を感じた高齢者が自主的に運転免許証の返納ができるよう、平成10年4月1日から制度化されたものであります。世界一の高齢化国となっている日本はさらなる超高齢化に向かって進んでおり、高齢ドライバー数が年々増加しております。また、高齢ドライバーによる交通事故件数は、平成23年までの10年間で約1.3倍に増加している

との報告があります。しかし、今日まで運転をし便利に生活していた方が免許証を返納することは、これまでの生活環境が大きく変わり不便さを感じるが多くなるため、自主返納率が低い状況にあります。高齢運転者の自主返納した方の不便さを少しでも軽く、少しでも少なくする支援策が必要と感じますので、運転免許証の自主返納制度への取り組みと支援策について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

運転免許証の自主返納制度につきましては、加齢等によりまして身体機能の衰退や判断力が低下し安全な運転に支障があるなどの理由により、もう自動車などの運転をしないので返納したいという方が自主的に返納する制度であります。高齢化により高齢者ドライバーの免許人口が年々増加していることもありますが、あくまで運転者の自主的な意思に基づくものであるために、まだまだ返納率は低い状況でございます。今年度これまで大和警察署管内で自主返納した高齢者ドライバーにつきましては9名で、このうち大和町の方は1名となっております。65歳以上の高齢者に運転免許証の自主返納を促すための施策として県内の市町村が実施している例を見ますと、車にかわる移動手段として町民バスを利用するときに、その運賃を無料にしたり割り引いたりするところもあり、その際には自主返納したことがわかる運転経歴証明書を示すことで対象者を特定しているようでございますが、この運転経歴証明書の取得費用、1,000円かかるそうでございますが、これにつきましては県内の各交通安全協会がこれを助成して無料で取得できる状況にあるところでございます。このほかにも高齢者が免許更新前に行う講習会の講習料に対する一部助成や、スーパーマーケット等の協力をいただきながら、運転経歴証明書を示すことで購入代金の5%を割り引く制度をつくった自治体もあるようございます。高齢者の事故が若者の事故を上回っている状況でもありますので、高齢者の事故が減るように大和町といたしましても他の市町村の事例を研究していきたいと考えます。

なお、町民バスの無料化につきましては前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

25年9月現在の65歳以上の高齢ドライバーの免許人口を調べてみました。大和署管内では約8,900人、大和町では2,600人、大和町の10月末人口が約2万7,000人でありますので、65歳以上の高齢ドライバーは約2割ということになります。それでこの町長の答弁の人数と高齢ドライバーの返納率の人数はちょっと違うんですが、私が調べたのではことしの1月から10月末の運転免許証の自主返納数は大和署管内では18人となっております、大和町で6人、富谷町で11人、大郷町で1人、大衡村はゼロとなっております。どちらにしても返納率は低い状態となっております。

そこでほかの自治体といいますか、運転免許証の自主返納者の支援策を見ますと、身分証明書関係の支援、それから生活の足への支援、それから日常生活の支援などがありまして、黒川地区交通安全協会でも運転免許証を自主返納した場合、運転経歴証明書がありまして、その申請した人には申請手数料1,000円全額助成しているということであります。私もこれを調べるまでは運転経歴証明書の申請手数料1,000円全額負担しているということは全然知らなくて初めて知ったわけでありまして、多分この助成制度というのは町民の方々は本当に知らない方が多いんじゃないかなと思っております。今後はこのことは安全協会はもちろんのことではありますけれども、町のほうでも大いにPRすべきだと思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この経歴証明書のサービスの提供といいますか、そういったことについてのPRということでございます。もちろん交通安全協会という立場からもしなければいけませんし、こういったことについて広報等でこういうことが制度的にあるというのを交通安全週間とかそういうときに一緒にPRできればいいかなというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

やはり町民の方は知らない方、私も安全協会のほうに携わっていながらもこの助成制度があるということを知らなかったわけでありまして、やはり多くの町民の皆さんはこの助成制度は存じていないと思いますので、安全協会の立場から、それから警察の立場からも大いにこのPRをするようお願いできればなと思っております。

それで、自主返納した方への近隣の支援策としては加美町、それから大郷町、七ヶ浜町、富谷町、利府町の自治体ではほとんどが町民バスへの助成となっておりまして、自治体としても自主返納した方の生活の足の確保というのには大分力を入れているのかなと感じております。高齢ドライバーの方からお話を聞きましても、運転に不安を感じていてもやはり病院に行く足がないとか、ちょっとした買い物に行くときの足がなくなるからなかなか自主返納ができないという声も多く聞こえてきます。そんな中で本町といたしましても町民バスの無料化を前向きに検討していくというご答弁をいただきました。これからますます高齢ドライバーがふえてくる中で町民バスというのは本当に重要になってくるのかなと思っております。そんな中で町民バスの運行の回数、それから運行時間なんかもある程度見直ししながら生活の足の確保に努めていくことが大事じゃないかなと思っておりますけれども、この辺について町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町民バスの充実ということでございますけれども、確かに町民バスにつきましては町内を走っているわけでございますけれども、有効な活用について場所によってはなかなか難しい状況があるということです。それで前の質問でもちょっとお話ししましたけれども、デマンドバスとかそういったことにつきましても今、あわせて検討をしておるところでございます、町民バス、デマンドバスあわせた形でどういったことができるのか、より安全な、そして便利な交通網の整備ということで今、検討しております。大和町はそのとおり高齢者の方とか子供さんとかいわゆる交通弱者の方の交通につきまして非常に不便といたしますか、そういったことがございますので、それについてはバスについてもそのデマンドバスも含めて検討しているところでございます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

いろいろな形で交通弱者の足の確保に努めていただけることをお聞きして安心いたしております。今後ますますふえる高齢ドライバーにつきましては全国的にも取り組みが拡大しておりますので、ぜひ本町からも高齢ドライバーによる悲惨な事故を起こさないよう、そして遭わないよう、皆さんで事故防止活動に努めていきたいと思っておりますし、努めていけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時00分 休 憩

午前10時10分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

では私からは2件でございますけれども、まず1件目、質問させていただきます。生活保護引き下げの影響はということでございます。

8月に、これは国の問題でございますが、生活保護費といたらいいか、引き下げが行われました。このままでは連動する就学援助、国保税、介護保険料等の減免基準の引き下げが懸念されるということで、暮らしを守るための措置をすべきではという

質問でございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

生活保護によります生活扶助基準の改正につきましては、適正化の観点から、本年の8月1日から3年間の経過措置を設けまして段階的に実施されるものとなっております。生活扶助の基準の見直しにつきましては、これに伴いまして他の制度等にも影響が生じる可能性が指摘されておりました、国におきましては影響を受けるそれぞれの制度の趣旨、目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方として、地方自治体に対しましてその趣旨を理解した上での配慮についての対応方針が示されているところでございます。ご指摘の就学援助制度における学用品費等の支給につきましては、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律によりまして、生活保護の要保護者に対して学用品費等の支給を行った場合には国が費用を補助することとされております。また本町におきます準要保護世帯の児童生徒への就学援助につきましても、このたびの生活扶助の見直しに伴う影響を受けるところではございません。さらに国保税、介護保険料、一部自己負担額を伴います減免制度及び各種の給付事業等につきましては、もともとの判断基準が所得額でありますとか、また町民税額になっているところでございます。本町といたしましても生活保護開始決定等の実施機関であります宮城県仙台保健福祉事務所との連携を図り、国で示された対応方針に基づき対応してまいりたいと考えておるところでありますし、今後の国の動向等につきましても注視してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

今の答弁の中で国のほうとしてもできる限りその影響が及ばないように対応するというのを基本的なことにするんだというご答弁でございました。さらに就学援助に

については見直しの影響は受けない、さらには国保税、介護保険料、一部負担額の減免制度及び各種の給付制度についても影響は受けないんだというご答弁でございました。私も全部の制度を調べたわけとか、そういう中で例えばということでございますけれども、大和町の国民健康保険税の減免に関する規則というのがございますけれども、その中で納税義務者等が生活困窮のために社会事業団またはその他私的な生活を扶助を受けている者で、生活保護法による生活扶助を受けている者との均衡上必要があると認められる場合には減免するんだという規定があるわけでございます。ということは、少なくともこの規定にかかる方は、そんなに多いのか少ないのかということにはなるかと思うんですけれども、生活扶助を受けている者との基準が、その生活扶助基準というふうになるのだろうというふうに思っております。ということで、先ほどのようなご答弁が関係ないんだというわけにもいかないのかなというふうに思っております。その辺のご見解をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その辺の詳細につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）  
三浦課長。

保健福祉課長 （三浦伸博君）  
それでは私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。  
まず国民健康保険税の減免の関係でございますが、大和町国民健康保険税条例の第22条の2によりまして、国民健康保険税の減免ということで、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者またはこれに準ずると認められる者ということで、町長のほうからも回答がありましたように国民健康保険並びに介護保険料につきましては所得税並びに住民税の課税状況等によって保険料額が決まるものというものでございます。  
以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

別なところを読んだのかしら、じゃあ私は。国民健康保険税の減免に関する規則というものの中で先ほど申し上げたところがあるので、そのところを質問させていただきました。もう一度お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻さん、もう一度質問。

8 番 (藤巻博史君)

これでございますが、じゃあちゃんと、大和町国民健康保険税の減免に関する規則、平成20年12月26日というやつでございます。その、ちょっと待ってくださいね。引用したので、もとのところを探しますのでお待ちください。(「藤巻さん、時間かかる」の声あり) そうですね、ちょっと。(「かかるんだったら休憩しますから」の声あり) あら、申しわけないですね。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

午前10時22分 休 憩

午前10時23分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

申しわけありませんでした。

改めて申し上げます。大和町国民健康保険税の減免に関する規則ということの第6条の別表のずっと、このやつでいくと下のほうなんです、の中に、2ページ目と言ったらいいのかしら、「納税義務者等が生活困窮のため社会事業団体又はその他私的

な生活の扶助を受けている者で、生活保護法による生活扶助を受けている者との均衡上必要があると認められる場合」ということで、全然無関係ではないだろうなという、そういう懸念で質問をしたということで、こういう方が多いとか少ないとかそういう問題ということじゃございませんが、ご見解をお願いいたします。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましては、先ほどもやっておりますので、継続して課長からご説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

国民健康保険税の条例の規則ということで議員さんのほうから今ご説明のほうがありましたけれども、規則につきましてはまず大前提となるのが国民健康保険税の条例を受けまして、それをもとに規則を定めているということで、国民健康保険税の取り扱い等につきましては国民健康保険税条例の第26条にあるんですけれども、国民健康保険税の賦課徴収については町税条例の定めるところによるというものでございまして、国民健康保険税の保険料の課税並びに介護保険料の課税につきましては当然所得税並びにあとは住民税等のそういった基準額と市町村民税の世帯課税と、あと年金収入と、そういったものを含めた上で算定のほうをされているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

附則のほうだと思うんですけれども、減免に関する規則というのの中で、先ほども

申し上げましたけれども、そういう減免の基準というんですか、そういったものがあるという中ですので、私としてはその影響がないのかという質問をさせていただいたわけでございます。まだちょっと何を言っているんですかね、書いてあるのに影響がないというのはどういうことなのか、もう少し、もう一度だけお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましては担当課長のほうから説明申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それではお答えをさせていただきます。

国保税、介護保険料並びに一部自己負担額を伴う減免制度及び各種の給付事業等につきましては、もともとの判断基準が所得額であるとか町民税額になっているということでございますので、生活扶助の見直しによりましてすぐに影響が出るものではないというものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

影響がないということでございますので、そういうご回答をいただいたということにしておきます。それで1問目については今回の保護基準の見直しにおいてマイナスの影響はないんだというご回答をいただいたということでございます。

では2問目に移らせていただきます。

2問目でございます。国民健康保険法第44条による一部負担金免除制度の周知をと

いうことです。

国民健康保険法第44条による一部負担金、要するに窓口における3割とかの負担金ですね。負担金免除制度について、行政や病院窓口で知らせて安心して病院にかかれるようにすべきでは。町の国民健康保険給付規則第13条に規定されている申請書について、窓口を用意されているのか。また周知方法について質問いたします。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまの質問ですけれども、国民健康保険法第44条の規定では、保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、減免・免除及び猶予の措置をとることができると、このように規定されております。特別の理由とは、一部負担金の支払いまたは納付の義務を負う者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡または著しい障害に陥った場合と、または資産に重大な損害を受けたとき、これが1つです。2つ目として干ばつ・冷害等による農作物の不作により収入が減少したとき、そして3つ目には事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなどに該当したときとされております。減免・免除等の申請につきましては、これらの理由に該当したことにより生活が著しく困難となった場合において被保険者が行うことができるものでありまして、この認定に当たっては被保険者の生活実態等に即して適正に実施することとされております。これについては大和町国民健康保険給付規則において規定されておりまして、大和町国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱により制度化されておるものでございます。ただし、認定に当たりましては被保険者間の負担の均衡、公平性などを図らなければならないなど、懸念事項があるところがございます。実質的な申請につきましては、東日本大震災以外では事例がない状況でございまして、近隣町村におきましても同様でございます。現状としましては、個々の相談事例があれば応じ、内容によっては他の関係するところと協議しながら進めることとしております。

国民健康保険給付規則第13条に規定されております申請書は窓口にて備えてあるかとのことではございますが、相談があった場合に申請の手続の内容を説明しながらお渡し

することとしております。また周知の方法につきましては広報などを含め今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

44条、先ほども申しましたように病院の一部負担金ということで、4月までは東日本大震災のときの被災者についても窓口一部負担金については免除という制度、これはまた44条ということじゃないと思うんですけども、されてきた実態があるんだろうと思っております。そういう中で、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、その要件として風水害、震災、火災その他類する災害により著しい障害に陥った場合、資産に重大な損害を受けたとき、2番目として干ばつ・冷害などによる農作物の不作により収入が減少したとき、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときに、その申請によって一部負担金の免除を受けることができるというふうに、そういう規定になっております。これをどういうふうにというんですか、ご多分に漏れず私も、例えば今回この質問をするに当たって町のホームページで44条免除とかやればその44条の該当する部分が出てきます。該当する部分というんですかね、例えば読み上げますとその部分が「国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の減免、徴収猶予を受けようとする世帯主は一部負担金免除の申請書を提出しなければならない」というようなのが画面にぼんと出てきます。それをただそういうものだというふうには多分理解、そういう思いでパソコンを扱ってそういうものが出てくるはずだというふうに思っていない限り、急に先ほど申しました失業した、病院にかからなくちゃいけないという中で、国保ですので3割負担の分が払わなくてもいいというか免除になると、そういう制度自体を知らなければ申請のしようもないであろうという観点で今回は質問をさせていただいております。要するにこれは後払いも可能なんですけれども、申請して、そして町は受理をして、受けたものは病院の窓口で保険証と一緒に出して、そうするとというようなことがこれには書いてございます。そういう中で私は2要旨というよりも2つ聞いているんですけども、窓口には相談があれば出しますよという先ほどの町長のご答弁でございました。それから、広報紙などを含めて今後検討してまいりますということでございますが、今ある制度でございます

よね。今ある制度なのに使い方がよくわからないというんですか、制度になっているんじゃないかということで、今までのやり方がどうだったのか、それから今後のことについてもう一度ご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
相談があればというより窓口はいつも開いているということですね。この町民課なりそういった町の役場の窓口としてそういったご相談を受ける窓口は常にあるということが第一でございます。ですから相談があればという表現があれですけども、常に相談窓口はオープンにしてありますよということ。制度の細かい部分について住民の方が知っていらっしゃるかということだというふうに思います。それらについては制度はいろいろございますので、全てを皆さんに事細やかにご説明できればよろしいのですが、なかなかそこまでいけないところがあって、そういった分については今後、先ほども申しましたけれども、広報紙とかそういったものに出すなどして、こういう制度もありますというお知らせをしたいというふうに思います。この特別の理由というものがございまして、先ほども申しましたけれども、大きな被害、風水害とか自然災害とか、また干ばつ、天災、冷害、そういったこと、事業者の業務休廃止ということもあるわけでございますけれども、そういう特殊ケースの場合が多いということで、この制度は今まで東日本大震災のときにご利用いただいたところがございますけれども、余り実績がないということでございます。ないからPRしないということではないんですが、こういうのをPRというか、お知らせする方法を考えなければいけないというふうに思いますが、基本的にそういうご不便があった場合に町のほうに相談に来ていただくというような対応ができれば一番いいというふうに思っております。ですから議員さんもそういう方がおいでしたら町のほうに行って相談してみてくださいというようなご案内もしていただければ、それも1つの立派なPRになるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

私も積極的に町のほうには行っていただくようにというふうな案内はしているんですけども。そういう相談があればまた私もそういうのもあるよという。要するにもう一度申しますけれども、今回はこういう制度を取り上げたわけでございますけれども、やはり安心というんですか、窓口に来ればということでございますが、それにしても相談するにしても自分の状況が大ざっぱに大変なんだというだけじゃなくてこういうことだからこういう制度もあるよという、わかっていて相談するのはまた違うんだらうなというふうに思っております。ということで、これは何で今回取り上げたかといいますと、11月なんですけれども、宮城県社会保障推進協議会というものがございまして、そういう中でやはりほとんどの町でこの44条の制度について余り知らせていないというんですか、そういうこともあるんじゃないかということで、やはり全県的にもこういう制度についてはみんなに知らせていこうじゃないかという、そういう思いもあって今回質問させていただきました。そういう意味で、先ほども申しましたけれども、ネットで探してもなかなか出てこないようなそういう制度という扱いになっているということ自体がやはりちょっと問題なんじゃないかということで、町長の答弁に周知方法については今後検討してまいりますということですので期待をするところでございますが、その周知方法について改めてのご見解をもう一度だけよろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

制度の周知の方法ということでございますけれども、周知の方法は町でやるとすると今できるのはやはり広報が一番皆さんに、全戸に配布でございますので、という方法。これは全ての周知の方法ですけれどもね。あとはホームページということが全戸に認められるような周知の方法としては今、町としてはやっておるところでございます。それからあとやはり口コミといいますか、そういうこと、あとポスターとかいろいろあるんだというふうに思っています、周知の方法につきましては。どういった方法が一番いいのか、そういったことは考えていかなければいけないというふうに思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

いろいろある制度の中でも割とマイナーな制度のような気がしますので、ぜひとも周知のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして9番松川利充君。

9 番 (松川利充君)

それでは、私のほうから1件、町長に質問させていただきたいと思ひます。

それは、行政へ地域住民の意見を反映することができる仕組みについてでございます。

本町は近年、時代の進展とともに順調に発展してまいりました。同時に日常生活圏の拡大や市町村の広域化によって、行政と住民との距離が遠くなることが懸念されております。地方自治にとって豊かな地域づくりを実現していくためには、町民の多くの皆様に直接あるいは間接的に町政に参加していただくことは重要なことであると思ひます。本町においては町民の意見を幅広く聞くために町民懇談会やふれあい懇談会など町民との対話を推進しておりますが、このことについての現状と、今後どのようにあるべきか、また住民の意思が的確に反映されることの仕組みを検討していく必要があるのではないかとと思ひますが、町長の所見をお伺ひしたいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それではただいまのご質問でございますが、町政を運営するに当たりましては、できるだけ多くの町民の皆様の意見等を取り入れることによりまして、住民ニーズを把握して的確に施策に反映させることは重要な要素であると考えております。これまで

町民意見やニーズを把握するために地区懇談会やふれあい懇談会、ふれあいデー、町長への手紙、モニターからの意見など各種の方法により意見の徴取と把握に努め、その中から施策に反映できるものを選択し、実践してきたところでございます。

地区懇談会につきましては、平成13年度から、直接町民の皆様と意見交換をする機会としまして町内6地区で開催してまいりました。当初は地域課題があればそれを優先するものと考えておりましたが、特定の課題が見当たらず、その時期等にあったテーマを町で選定いたしまして、現状や考え方をお話しした上で懇談を進めてまいりました。またその進め方についてもある程度の工夫を行ったつもりではありますが、これまでの出席状況はあまり多いとは言えない状況でありました。そのため、懇談の場をより身近に設けるため、平成23年度からは各行政区ごとに開催することに変更いたしまして、最初は人口が増加している杜の丘地区と吉岡南第2地区で開催いたしましたところでございます。こうした状況も勘案した中で、町民の皆様からのご意見をいただく機会については懇談会以外についても講じているところですが、懇談会を通した直接対話は必要と考えており、より多くの方に参集していただき互いの意見を述べ合うことができるような形にしたいと、このように考えております。

また特定の事業を行うに当たりましては、計画策定段階から関係者を含めた検討委員会を立ち上げ、アンケート調査などを行って多くの意見を反映させた上で事業に着手する方法も取り入れております。庁舎建設事業を初め、現在進めております、仮称でございますが、南部コミュニティセンター整備事業はこの形式で実施しているところでございます。このほか最近ではツイッターを初め、さきの一般質問でも取り上げられましたソーシャルネットワーク、ガバメント2.0などの新たな通信媒体による方法も出現しています。これらの通信方法を活用するまでにはまだ課題がありますが、行政への町民参加の方法として研究していきたいと考えております。

県内の多くの自治体で人口が減少している中で、本町では企業立地に伴いまして増加傾向にあり、新住民のニーズを把握することは必要不可欠なことであります。そのためこれからの町政運営に当たりましては今まで以上に町民の意見を徴取し、住民ニーズを把握するとともに各種施策に反映させることが喫緊の課題でありますので、これまで実施してきた各種方法を基礎といたしまして、さらに有効な方法を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 (松川利充君)

ぜひ住民ニーズの把握に努めていただいて、住民参加の促進を期待したいと思います。この問題は町長や執行機関の問題だけではなくて、実は我々議会にも非常に関係する問題でもございます。それで、実は私が町長にこの質問をするに至った背景には、町長ご存じのように今、大和町議会では議会基本条例の制定に向けまして議論を進めているのでございます。この基本条例の説明を行うために住民懇談会を開催いたしましたと同時に、基本条例へのご意見をいただくだけでなく、議会に対するご意見や、また行政に対するご意見などさまざまな意見をお聞きしたかったのでございますが、残念ながら参加者は非常に少なかったのでございます。しかしながら意見はたくさんいただきました。ですからそれだけの成果はあったというふうに考えておりますが、今後は周知方法など、開催方法など、いろいろな観点から我々議会も全員で検討していかなければならないと、このように反省をしているところでございます。

そこで町長にお伺いしたいのは、この住民の参加と住民意思の反映ということについていろいろ調べてみますと、多くの自治体でさまざまな取り組みがなされているのでありますが、住民の参加あるいは住民との協働ということはなかなか簡単な問題ではないということが現状のようでございます。本町においては該当するかどうかそれはまた別として、いわゆるパブリックコメントに対する意見が集まらないとか、大事な事業を行うためのアンケート調査を行っても回答率が非常に低い、そういうことが実態のようでございます。一体この住民の本当の意見とはどこにあるのか、何を求めているのか、それを把握することは非常に難しいと思います。ところが、町民の皆さんとさまざまな機会でお会いいたしますと、多くの意見を持っている方がたくさんございます。その中に貴重な意見がたくさんあるのでございます。ところが多くを語ってもらえないというのが現状であります。そのような意見を把握して行政に生かすにはどのような手法で意見を吸収すればいいのかということを考えていかなければいけないと思います。これは非常に頭の痛い問題ではございますが、これは議会も同様のことでございます。これからも有効な手段を探っていきたいというご答弁でございしますが、再度町長の見解をお願いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

住民の意見を聞くということは非常に大切なことだというふうに思っております、そのことについていろいろ工夫をしているところでございます。議会の皆様方も懇談会とかをやっておられるということでございますけれども、お話しのおりなかなかこちらの意思は通っているんだというふうに思いますが、懇談会の参加率の問題とか、あといざ懇談会に参加していただいても意見が活発に出てこないとか、そういった状況であるというふうに思っております。我々も、先ほどもお話ししたところでございますが、懇談会をやるに当たってどうやったら皆さんがフランクに意見を出せる雰囲気になるんだろうというふうなことを考えます。それで、町民懇談会でも最初には地域からの課題について住民の方から出していただいて、それについて懇談したらということからスタートしたところでございますが、なかなか難しいといいますが、一遍ではすぐ出てこない。何回も繰り返せばあれなんじゃないかな。そういったところもありまして、それで町からテーマを持って行ってこういうテーマでということをして話をした経緯もございます。例えば町村合併とか、それから黒川病院の統合問題とか、あとは中学校の再編問題とか、そういった1つのテーマがある程度決まって、皆さんが共通にその問題について考えたいというテーマの場合には多くの方々にお集まりいただけるというふうに、これまでそういう状況であったと思います。ただそういったものが常にあるわけではなくて、そういうのを繰り返していくうちにだんだん住民の方とか、参加する方の意見が言いやすくなる雰囲気が出てくるのかなという気がするんですけども、なかなか人を集めてやるというのは難しい現状があります。1つには回数を重ねるといことも必要なのではないかと。やはり1回初めて会ってそういうことをやりましょう、さあ意見をどうぞと言われて、なかなかそれは出てくるものではないというふうに思いますので、可能かどうかそれは非常に難しいことではありますが、そういったメンバーと繰り返しやることによっていろいろな意見が出てくる。皆さんも地元の方々と意見交換をする場合にはいろいろな意見が出るんだというふうに思います。ですからそういった環境をつくると思いますか、言いながらこれは非常に難しいことだというふうに思いますが、そういったことも大切なのではないかと。あと懇談会とか何とか会としてしまうと堅苦しくなるというか、そういうのもあるのかもしれない。ですからいろいろなイベントとかお祭りとかそういったときに一緒に参加をさせてもらってその中でいろいろなお話をするとか、こういったことも意見といいますが、いろいろなお考えを聞くいい機会ではないかというふうに思いま

すので、私はそういうのに極力参加するようにはしておりますけれども、これは懇談会という言い方とはまた違うかもしれませんけれども、そういった意見、皆さんがどういった考えを持っておられるのか、そういった聞く機会を私個人として設けるという意味ではそういったこともやっているところでございます。あとはさっき申しましたけれども1つのテーマというもののほかに、庁舎建設とか今後あるべきことに対してのご意見、これはそういったものについては自分から手を挙げて参加してもらう方もありますし、こちらからお願いするケースもあるんですが、そういった中でそのテーマについて何回もお話することによっていろいろな意見が出てくるということも、これは効果的な方法だというふうに思っているところでございます。皆さんに大勢集まっていただいて、そしてフランクに話をさせていただけてという機会は、懇談会とはいいながらやはり役所との話という気持ちになられるのでしょうか。いろいろ講演会とかそういったものとまた違った雰囲気になるのかもしれませんが、その辺の我々の対応の仕方の固さといいますか、そういったものもあるのかなというような気持ちもしております。ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、なかなか難しい中でそういった方法といいますか、私の考えの一部を述べさせていただいたんですが、今後どれがいいのか、それは議員さん方にもいろいろご意見を頂戴しながら、そういった意見を、意見という言い方がまずいんですかね、お考えといいますか、そういうような機会を持ってできればというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)

松川利充君。

9 番 (松川利充君)

これは大変難しい問題でございますけれども、さまざまな観点から研究検討されまして、ぜひ町民参加を促進していただきたいと思っております。

そこでちょっとだけ視点を変えまして、別の観点から町長の考え方をお伺いしたいんですが。これは法律ではございませんけれども、平成22年、住民と行政参加の責任についてと言ったほうがいいのでしょうか、平成22年6月22日に政府は地域主権戦略大綱を閣議決定したわけでございます。その理念と定義に次のようにうたってありまして、ちょっとお話ししますと、明治以来からの中央集権体質から脱却して、この国のあり方を大きく転換する改革であると。国と地方公共団体の改革を国が地方に優越する関係から対等の立場で対話できる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転

換し、国民が地域の住民としてみずから暮らす地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進していかなければならないとうたっているのをございます。それは地域の住民がみずからの判断と責任のもとに地域の課題に取り組むことができるようにするものであり、それは住民、首長、議会それぞれのあり方について大きな変化を促すものであります。そして社会経済情勢の変化に対応するため地域主権改革を断行する必要があり、依存分配の仕組みを自立創造の仕組みに転換しなければならないと述べて、国と地方が共同して国の形をつくっていくこととしております。また、補完性の原則に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねることを基本とし、特に住民に身近な基礎自治体の役割を重視するとしております。町長、これによりまして、私は思うんですが、住民と執行機関、いわゆる町長との関係、あるいは住民と議会の関係、住民の皆さんに行政に参加していただいて、執行機関は住民の意見を把握して行政サービスの提供を行うということでありまして、議会も同様に住民の意見を把握して、それに基づいて政策提言を行って監視機能を発揮しなければならないと、こういうことをございます。この地域主権戦略大綱は確かにすばらしいことをうたっておりまして、理想的ではありますけれども、よく考えてみますとこれはなかなかこれを実現するためにはさまざまな問題をクリアしなければならないし、財源も必要であり、難しい問題がかなり含まれていると私は思っております。今、地方自治体では大変な努力をしております。町長、本町でも一生懸命に企業誘致などを進めて頑張っているときに、考えてみればこれは余計なことかもしれませんが、最近地方分権に逆行するようなことを政府は考えているのではないかと危惧をしております。権限は委譲するが、財源は委譲しない。例えば最近、地方法人税の国税化などを考えているようでございまして、何となく努力をして地方税の増税を図っていると国からそれを吸い上げられてしまうような気がしてならないのをございます。それは国の方針ですからということでもありますけれども、どうも努力がそのまま報われないで、むしろご褒美をいただくというんですか、そういうこともあってもしかるべきような気がするんですが。しかし、私が思うのは、この地域主権戦略大綱は住民参加を基本とした住民主体の基礎自治体の役割、つまり我々は和町ですから和町を重視することとしておりますね。この地域主権戦略大綱は自治体を重視すると言っていますが、どうもよくこれはわからないんですが、町長、いかがでございますか、この考え方について。ちょっと見解をお聞きしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

地域主権戦略大綱ということで、お話しのとおり国と自治体が対等の立場で国をつくっていく、地域をつくっていくということ。これまでは国の施策とかそういったものを上から下に落としてきて、そして地方がやってきたんだという、基本的にそういうスタンスから入っているものですね。そこからちょっと違うとは思いますが、地方は今までも頑張ってきているということはあるんですが。そういった中で、言っていることは、地方と国が対等になって頑張りましょうということですが、逆に言えば地方よもっと頑張りなさいということにもつながってくるんだと思っております。地方がもっと頑張る国をもっと楽にしてくれよと、地方まだまだ頑張りなさいと。その地方が頑張るためには住民の皆さんと頑張りなさいならないんですよということで、これはよくとれば励ましといいますか、悪く言えばもっとやれと叱咤激励といいますか、いずれそういった形でやっていきたいと思いますことだというふうに思っています。考え方としてはいいことだというふうに思っています、それは自治体ができるべきことをきちっとやり、そして国は国がやるべきことをやってということでございまして、それで地域主権という地域がイニシアチブをとってやるという考えではあるろうというふうに思っております。それで、これまでも国の権限といいますか、いろいろあったものを県なり地方におろしてくれということではいろいろ地方でも言っていたわけですので、そういった意味では組織がスリム化されるといいますか、上のほうがですね。またいろいろな制度を利用するについても今まで国まで行かなければならなかったのが県の段階で判断できるとか、県までやったものが町でできるとか、そういった落ちてきていることは事実だというふうに思っていますが、なかなか本来こういうものをさせてくれというものはおりてこない。言ってみれば雑用といいますか、そういうようなのが落ちてくるというような状況も現実的にはあるというふうに思っております。ただ、そういった過程を踏まえながらそういった本来あるべきものになっていくと、地域主権といいますか、なっていくんだというように思いますので、今はその過渡期といいますか、そういった状況にあるんだろうなど。またよくとればそれだけ国から期待をされているということですから、地方自治体としてはその期待に応えるべく頑張っていかなければいけない。そのためには行政ももちろんでございますけれども、議会の皆様方、または住民の皆様方も一緒に力を合わせて

その地域の特徴的ないろいろな意味の文化をつくっていくということだというふうに思っておりますので、そういった意味で大和町としても国の期待に応えるべく頑張っていかなければいけないと、このように考えております。

議 長 (大須賀 啓君)  
松川利充君。

9 番 (松川利充君)

行政は地域住民の意見を、先ほど申し上げましたが、意見を反映する仕組みをぜひ研究していただきまして、さらなる大和町の発展を期待しております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で松川利充君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

私からは1件、3要旨で質問いたします。

今、大変に問題になっておりますイノシシを対象に質問いたします。野生鳥獣被害の減少対策についてを質問いたします。

ことしは近年にないくらい熊の出没情報が連日のように新聞等で報道されました。また、去年はイノシシの親子連れ情報は少なかったと思いますが、ことしは四、五頭あるいは七、八頭の親子連れと複数のイノシシを何人もの人たちが確認しているが、

地元住民はいつものことと被害が発生しなければ報告はせず、あっても一部にすぎないと思われまます。稲作、畑作で宮床、吉田地区が大分被害を受けました、稲が踏みつぶされ収穫できない水田、畑に植えたイモ類が食べられ全滅のところ、畦畔農道、農地、公園を掘り起こしたり穴を掘ったりしたところが相当数ございます。幸いイノシシや熊に襲われたという人的被害情報は聞きませんが、特にイノシシは今後さらに増加することは確実で、喫緊の課題と考えられるので、早急な対策を講ずるべきであり、次の点についてお伺いいたします。

1つ目が、野生鳥獣、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、個人で箱わなや電気柵を購入する際の助成の考えは。

2つ目、減少している猟友会員だけではおり、箱わなやくくりわななどの捕獲用具の設置や見回りが不十分なので、補助員の確保の考えは。

3つ目が、何か新しい方策の考えはあるか、お聞かせください。

以上3点につきましてご質問いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまのご質問でございますが、近年野生鳥獣による農作物被害は全国的に多発しておるところでございます、とりわけイノシシの被害については西日本を中心とした被害から東北へと拡大しつつあります。生息域の変化と急激な増殖の要因は温暖化による気候変動や天敵となる獣の絶滅、それから狩猟人口の減少、また農地の周辺非農地の荒廃などと言われております。イノシシの被害防除対策は大別して寄せつけない方法、これは侵入を防止する方法でございますが、寄せつけない方法、それから数を減らす方法、これは捕獲する方法でございます。この2つがありまして、この2つをあわせて実施することが現在考えられる効果的な対策というふうになります。寄せつけない手段といたしましては野菜くずや生ごみを放置しないということ、また稲作収穫後は田起こしをし、二番穂を食べさせないなど、イノシシを作物から少しでも遠ざけること。また周辺を刈り払いし、イノシシが身を隠せる茂みをなくすなど、えさ場と隠れ場を排除することが大切なことだと言われております。また野生鳥獣の数を減らす方法としては狩猟による捕獲と許可捕獲がございます。大和町の捕獲隊員は現在18名おりまして、うち4名は第1種猟銃免許のほか箱わなやくくりわなの

猟具によるわな猟免許の両方を保持しておりますことから、箱わなやくくりわなを使用しまして、有害鳥獣捕獲の際はわな猟免許保有隊員を中心にそれ以外の隊員が補助をしながら、安全を優先して活動しているところでございます。わなを設置いたしましても警戒心の強いイノシシを捕獲することは難しく、生態等に関する専門的な知識、技術、経験と捕獲後は猟銃によりますトメサシと後の処理も必要でございます。見回りの際はわな周辺を徘徊するイノシシに遭遇する危険性やイノシシ以外の野生鳥獣がわなにかかった場合の対応など、捕獲活動に携わる方にはそれ相応の専門性が求められるところでございます。補助員はわな猟免許保持者の指揮監督下での手伝いが主でございます。補助員となるためには研修または講習を受講する必要があります。県に照会いたしましたところ、補助員養成の研修会、講習会の開催と内容につきましては今後国からの説明会が開かれ、その説明を受けた上で対応していくとのことでございますから、今後開催される研修会を多くの方々に受講していただきながら補助員の確保に努めたいと思います。

また、箱わなの個人購入への助成についてですけれども、猟具による捕獲はわな猟免許がなければ設置できませんので、捕獲器具の適切な維持管理と事故防止のためにも免許を持たない個人への購入助成は難しいと考えております。

宮城県内での被害が急激に拡大している昨今におきまして、みやぎ環境税を活用した取り組みとして生態の研究と気候や地勢に合わせた捕獲方法、侵入防止対策等の検討がなされておりますので、それらの情報の収集にも努め、さらには先進自治体の対策事例等も参考にしながら関係団体、地域住民と一体となった対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

ただいま町長よりご答弁をいただきました。ありがとうございました。

このイノシシ捕獲用の箱わな、現在イノシシのあれは2基多分あると思うんですが、これではちょっと少なく、捕獲するには2カ月から6カ月近くかかると思うので、被害があつて箱わなをかけてもらうようお願いしても、もう5カ月も6カ月も待っているような状態になっております。そこで個人的に欲しい方も何人かおるわけですが、

これは設置しなければ所有できるのではないかなと思うんです。何か、確かに適切な管理、事故防止のためには許可を持たないと個人にはちょっと難しいというお話があるんですが、これはどうかなと思うんですが。今後この箱わなを増設する考えはあるか、まずお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

イノシシ捕獲用の箱わなでございますが、現在2基ということでございます。ご存じのとおりイノシシにつきましても箱わなをかけても、熊と比較していいのかわかりませんが、その捕獲するまでの設置期間といいますか、これについては長い期間を要するという事でございます。イノシシ等につきましては非常に警戒心が強くて、それで一旦かかりますとそこに今度寄ってくるまで結構な時間がかかるということで、そういった形の中ですので期間が長くなってしまいうということがあるというふうに思っています。それと今、かけなければ個人で持ってもいいのではないかと、それは持つことはいいんですが、かけられないということですね。あとかける場合には誰か専門の方がいなければいけないということ。見回りはまた別として、あとかかった場合の処置ということについてもそういうことがありますので、箱わなについてはちょっとその辺課題があるのではないかなというふうに思っております。それで今、箱わなのほかにくくりわなをかけておるところでございますけれども、どちらが効果があるかということはいろいろ意見があると思いますが、くくりわなですと比較的かけやすいといいますが、そういった状況がありますので、今、猟友会の方々にもくくりわなのほうで、それを少しずつですけれどもわなの量はふやしながらやっているところがございます。ですから箱わなについてはそういう設置するに当たっての対応といいますか、その後のこともありますので、ちょっと課題があるのではないかなというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

それから、答弁の中に電気柵のことがなかったわけですが、この電気柵、一度貸したら同じ人が何年も使って、借りたくても借りられない人がこれは不公平だという声もよく耳にするわけですが。利用する人は収穫が終わったら11月あるいは12月には必ず町のほうに返すような指導をすべきではないかなと思うんですが、町長はどうですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

電気柵ですが、お話しのとおり今、貸し出しをしております。貸し出しをして、結果的にそこにずっとセッティングされた形で継続というんですかね、なっているのが現状でございます。これまでイノシシ対策ではなくてクマ対策で電気柵を購入し、そして貸し出しをやっておったところでございます。どの時期で外すということもあったのかもしれませんが、現在はおっしゃるとおりその管理につきましては貸出先にお任せしている状況になっておりますので、これにつきましては改めて町のほうでその貸出先に確認をとりながら必要性等につきましてその方々と協議をさせていただきたいというふうに思っております、その管理はもうちょっとちゃんとやらなければいけないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

やはりずっと使っている、町で個人に買ってやったようなものになってしまうんです、バッテリーさえ個人で買えば。やはりこれは一度回収すべきではないのかなと思います。それから冬期間もずっと張りっ放しにしておったのが前にあったんですが、私もいろいろ指摘しまして、その後、町のほうで確認をして撤去した例もございません。

それから、個人で箱わなや電気柵を購入する際、助成している自治体もございます。これは広島県の広島町でございますが、個人に補助しております。箱わなは移動式、一般に使っているのが移動式というんですが、これを5万円以上のものに10分の5、

50%助成しております。それから、小型の箱わな、これは5,000円以上のものにこれも10分の5助成しております。それから電気柵ですが、これは七ヶ宿で、七ヶ宿は余りイノシシはいないそうですが、電気柵を平成10年から導入して、大体1町歩を囲うようなやつを1万から1万5,000円で貸していたそうです。最近は電気柵も安くなって大分購入しやすくなったと聞いておるわけですが、これも個人で10万円以上のものに対しましては半分の5万円を補助しているような状況ですが、この電気柵を個人で購入あるいは箱わなを個人で導入する場合、助成の考えはどうかね、町長。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

箱わなにつきましては先ほど申しましたとおりかけるに当たってのその人の資格と  
いいですか、そういったものが要件でございます。広島ではどういう形なのか、多分  
資格を持っている人に対してということではないかと思えますけれども、あちらは非  
常にイノシシが多いんですね。それで、よく段々畑のところにトタンをずっと横に敷  
いてあつたりする。ですからあそこはイノシシの被害が非常に多いところだというふ  
うに思っておりますけれども、資格のない人にも助成しているのかどうか、多分資格  
を持っている方ということがついているのかなという気がしますが、資格が  
ない人に助成して、それを勝手にかけることはないのかもしれませんが、そう  
いうこともありますので、その資格のない方に対しての箱わなの助成というのは考え  
なければいけないというふうに思います。

それから電気柵でございますけれども、これまでも町のほうでは無償でお貸しして  
いた状況でございます。それで今回、今、貸し出しをしているわけですが、それ  
ども、そういったものについての貸し出しというのはどのぐらい回収するかもありま  
すので、貸し出しができるということです。これまでイノシシではなくて熊でやって  
おりますので、範囲がどうなんでしょうね、どのぐらいの範囲でやって熊はどこから  
入るのかある程度決まっているのかどうかちょっとわかりませんが、イノシシ  
の場合ですと多分すごい面積の電気柵というふうになるのではないかというふうに思  
いますね。そういったもののあり方について、個人でお買いになるという方もいるの  
かどうかなんですけれども、補助制度とかそういったこともいろいろ町で購入する場

合あたりしますので、そういったものとあわせて考えてみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

七ヶ宿ではリースで前に貸しておったんですが、本当に大和町はただで貸しておくものですから、使用が終わった後には毎年回収できるようなお話をぜひやってもらいたいと思います。

それから、補助員。補助員はわな猟を持っている資格者が4名おり、それ以外の人には補助員としてなっておるわけでございますが、実際この吉田あたりのあれを見ますと2人ぐらいでやっているような状態なんです。やはり2人ぐらいでやっていると、かなりの数をかけたりしますからね、点検・見回りというのは大変だと思うんです。何かほかの隊員が補助しているとかそういうお答えでございますが、私はちょっとこれでは足りないのかなと思うんです。どうですかね。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今は猟友隊の方々にやってもらっているということですね。それでわなをかける資格を持っている方もうお一方で回っているということで。先ほども申しましたとおりイノシシにつきましては期間が長かったり、さらにはくくりわなの場合は数をかけるということで、それからくくりわなの場合はかかってしまった後、例えばそのイノシシがそこで死んでしまったときの腐敗といいますか、それが進むのが早いというふうに聞いております。ですから、かけた場合には巡回してかかったかどうかそういったものを確認チェックが必要だということですが、今、猟友隊の方だけではなかなか難しいと、そのとおりだというふうに思っております。それで以前のご質問であったとおりこの宮城県を特区にして、わな特区ということで補助員がかけることはできなくても見回れるような体制にするということで前回お話ししましたけれども、今回これは宮城県全体でわな特区ということではなくて全体になったということでございます。

す。

それで、先ほどもお話ししましたけれども、今後その補助員に対する講習会・研修会があって、そしてその講習・研修に出れば補助員になれるということですので、それが行われるときに皆さんに参加していただいて、その補助の資格をとってもらおうということが大事だと思っております。それで例えばAさんのうちにわなをかけた、かけるときはその資格の免許を持った方が当然かけるわけですがけれども、今度見回りについてはそのAさんに補助員になってもらえば常に自分のうちを回れるわけですから、そういう体制がとればいいのではないかと。そうしないと猟友会の方々が大変だということがございますので、おっしゃるとおり補助員は必要でございますので。先ほども答弁しましたけれども、今後県のほうでその講習会、補助員は講習会に出ればなれるということがございますので、その講習会等がある場合に多くの方に参加してもらって補助員の資格をとってもらって、そしてそういう協力体制ができるようにしていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番（堀籠英雄君）

昨年、ちょうどくりわなをかけて、毎日来たかどうかはわかりませんでしたが、あしたから猟期が始まるということで前日くりわなを外しに行ったとき、足の骨しか残っていなかったという、そんな話もあったんですがね。やはりこれも補助員の不足かなと思ったんです。今、宮城県内の猟友会の会員ですが、猟師は2012年に1,729人ほどおったんです。そして10年前は、2003年、その年は2,664人と、現在は10年前のもう6割になっておるんです。大分ハンターも減少して、大和町は18人おるようでございますが。この補助員だの何かになるときに、研修等もあるんですが、ぜひ町のほうからも声がけをして講習等を受けて資格を取るように指導してもらいたいと思います。

それから、イノシシというものをちょっと調べたんです。今、大分多く出没しておるんですが、十数党が1つの家族単位で行動しておるんですが、オスは1歳になるとひとり立ちして1人で行動をとるということがございます。イノシシは本来はお昼に活動するんですが、人間様が日中働いているので、イノシシは夜に活動しているとい

うことみたいでございます。それだけ警戒しているのかなと思っております。それから寿命はせいぜい長くて10年、平均的には5年前後と言われております。それから、好きな食べ物はモチ米だそうです。田んぼにモチ米なんかをつくったところは大分入ると思うんです。それから、動物ではミミズ、タニシ、カエル、トカゲ、ヘビ、特にマムシなんかは大好物だそうです、今に大和町のマムシが全然いなくなるのではないかとと言われております。それだけヘビが大好きだそうです。それから人的被害は先ほどないと言ったんですが、吉田の根古で、コンバインがちょっとやわらかくて入れなくて夕方鎌で手刈りをしていたら4頭のイノシシに威嚇されて鎌を投げて逃げてきたという、そんな話も聞きますし、あと私のところですが、6頭ばかりのイノシシが田んぼを掘っていたのを写真に撮ろうと思ったら親が車のほうに向かってきたなんていう、そんなこともあったんですが、被害はなくても、子を守るという意味合いからやはり危険だなということも十分に考えられるわけでございます。それから、私もこの質問に当たって難波・金取北に行って調べてきたんですが、先月、難波に行ったとき、滝ノ原で、写真がありますが、これは24頭のイノシシが1カ所にいたそうです。大きくしたのがここにあるんですがね。この端にもう1頭ずついるんです。たまたま2頭欠けてしまったけれども。これだけいるんですよ。このイノシシは来年、再来年になったらどのくらいになりますか。相当の数ですよ、これ、ふえてふえて。どうですか、町長。町長もこの写真は確認していると思うんですが。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その難波については私も現地で写真も見せていただきましたし、イノシシは見えておりませんが、そこの手前でコンバインで稲刈りをしているですね。ですから、私はそれは危険だと思います。イノシシはやはり猛獣ですので、やはりそういうときの対応というのはあるというふうに思っております。ですからそのイノシシの習性とかそういったものについては皆さんによくわかってもらわなければいけないというふうに思います。堀籠議員がおわかりのようにいろいろなことがあるわけですので。ですからまた数もどんどんふえてしまうんだらうというふうに予測はされます。豚のように何匹も産むんでしょうし。そういったことでありますので、これについてはそういうことで今後十分注意しなければいけないというふうに思うところでございます。

す。そのイノシシがいっぱいいるということは私も確認しております。

議長（大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番（堀籠英雄君）

現在幾らいますかと聞いたら相当数いますという答えに多分なろうかと思いますが、この間、滝ノ原に来るお客さんが来る途中、30頭ばかりのイノシシが畑にいたとか、あと風呂に入っていたら余り物音がするのでのぞいてみたら8頭のイノシシが風呂のそばにいたとか、そういう話をうんと聞くんですよ。この間、4日ばかり前も夜、若畑で20頭ばかりのイノシシが田んぼの中を歩いていたなんて。毎日ですよ、連日連夜。本当にこれは大変なあれだよ。被害もないからまず、人的被害がないからいいけれども。まずね、こういったイノシシを遠ざけるためにはやはり先ほど野菜くずや生ごみを放置しない、あるいは稲作、収穫後は二番穂を食べさせない、秋掘りしなさいということでしょうけれどもね。私も思うんですが、イノシシの出るところは水田があり、あとそばに林がある、里山があるところ、そのところを行ったり来たりしているんですよ、実際出ているところを見ますと。やはりそういうところをもっと環境整備をするべきではないかなと思うんです。少し、誰が見ても見通しよく。そうするとイノシシもこれで出づらくなると思うよ。あるいは奥山に行くかもしれない。それもやはりこれから指導していく一つかもしれません。それから、ここにあるんですが、イノシシの行動を考慮した柵を設置する。これはどこだ、この柵も効果はあると思うんですけれどもね。ぜひこれらも参考にしてほしいと思います。それから捕獲頭数を競うのではなく加害個体を捕獲する。イノシシは里山にもいます。また奥山にもいますよ。何も奥山のイノシシまでとることはないから。眠らせておけばいいんだから。だから出たものはある程度捕獲をして、そして個体数を減らしていくのが第一ではないかなと、そのように思っております。それで国でもことし、鳥獣保護法の見直しがありまして、深刻な被害を及ぼしている鹿やイノシシなどの鳥獣は保護のための管理から積極的な管理への転換を図り、鳥獣害対策の強化を図ることが検討される見直しであるということでございます。ぜひ本町でも積極的な対策、方策を講じてもらいたいと思います。また、ここに香川県で出しているイノシシが出没したときの対応マニュアルがございます。これら等も十分参考にしてやってもらいたいと思います。町長、最後、まとめをお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
イノシシにつきましてはそのとおりに随分ふえている状況でございます。捕獲なり、その対応につきまして、先ほどの補助員の件もあるわけでございますけれども、多くの方々の協力も必要だというふうに思っておりますので、地域の方々のご協力もいただきたいというふうに思っておりますし、またお話しのとおり里山等の管理の問題とといったことにつきましても、ご自分の畑の周りはきれいにするとかそういったことのご協力もいただきながら進めてまいるといいますか、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)  
堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)  
ぜひ捕獲が成功することを念じまして、終わります。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)  
以上で堀籠英雄君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
再開は午後1時とします。

午前11時56分 休 憩  
午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
10番伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

議長のお許しが出ましたので、3件についてご質問いたします。

まず初めに、消防団の人員確保と処遇改善についてお聞きいたします。

東日本大震災で津波被害を受けた岩手・宮城両県での沿岸部の27市町村を対象に河北新報社が行った調査で、自治体が消防団員に支払う災害時の出勤手当の上乗せを進めていることがわかった。震災で沿岸部の多くの団員は危険な業務や長期にわたる活動を強いられた。団員の処遇改善により退団に歯どめをかけ、全国的に不足する新団員を確保する狙いがあります。人員確保と処遇改善について、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますけれども、消防団員数につきましては社会環境の変化、特に少子高齢化により若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から減少が続いておりまして、平成元年4月に100万人いました消防団員は平成24年4月には87万人まで減ってきておりまして、減少傾向が続いている状況にあります。特に平成23年は、東日本大震災の影響によりまして、殉職や生活基盤を失うなどの環境の変化によりまして東北地方の減少数が増加したことなども減少の要因となっているようでございます。大和町の消防団員につきましては、定員565名に対しまして11月現在548名となっております、充足率は97%となっております。全国平均が24年9月末段階で93.5%ですので、そこよりは高いほうだというふうに思っておりますが、定員にまだ17名ほど不足しておりますので、これからも100%になるよう消防団員の勧誘を進めていきたいと考えております。

なお、大和町消防団では団地への消防団員配置を考えておりまして、杜の丘地区に消防団の新たな班をふやす計画を考えております。11月23日日曜日でしたが、杜の丘1丁目会館におきまして消防団員募集の説明会を開催しておりまして、13名の方に説明会に参加してもらっているところでございます。

また国におきましても自民党の消防議員連盟、会長は古谷国家公安委員長でございますが、この連盟が地域の防災力維持を目的に消防団を支援する議員立法をまとめ、今国会への法案提出を目指しているようでございます。法案は、企業に対して、社員

が消防団活動で休暇を取得した場合、解雇や減給など不利益になることを禁ずる。また国や自治体にも、公務員が入団を希望する場合には職務に大きな支障がない限り認めるよう義務づける。そして地方自治体が消防団員に支給する年額報酬や出動した際の手当については国が支援する。4番目に、消防団への社員の加入などに貢献した企業には税制上の優遇を与えるなどが盛り込まれておりまして、今後の推移を見守りたいと考えております。

次に団員の処遇改善でございますけれども、昨年の9月定例会の平渡議員の一般質問でもお答えしているところでございますが、大和町消防団の報酬につきましては、平成17年3月に行財政改革を進めていく一環といたしまして他の非常勤の特別職と同様に削減いたしました経緯がございます。大和町の消防団の報酬につきましては団長、分団長、団員などの職ごとに決められておりまして、費用弁償につきましては1回当たり1,500円となっております。消防団員の活動につきましては今回の東日本大震災の活躍でさらに見直され、地域防災の中心的存在であることに疑う余地はないと考えております。大和町消防団につきましても火災や地震を初め、最近頻発しております大雨災害等に昼夜を問わず活躍していただいておりますので、日ごろから大変感謝申し上げます。待遇改善に向けましては26年度中に方向性を出したいと考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

まず初めに人員確保ということですが、今、消防団員の先日いただいた書類の中には20代が1人、20歳から29歳までが20人、30歳から39歳が151人、40歳から49歳が180人、50歳から59歳が159人、60歳から69歳が50人、70歳が20人ということで、計563名というような構成をいただきましたけれども、これはどの団体でも同じなんですけれども、公務員の皆さんも、または警察、学校の教員でも同じなんですけれども、一気に退職するとなかなか若い人たちがいないと次を担う人たちが大変見つけにくいという部分で、現状だとやはり20歳から、大和町消防団は今のところ完璧な組織になっていますけれども、ぜひ若い人たちを入れるようなことで、私も常日ごろ杜の丘あたりに消防団員がいたらいいんでないかなという思いはしておりました。先駆け

て消防団員の説明会をして13名の方が参加したというお答えがありましたけれども。今、国のほうでも、さっき町長がお話ししました12月4日に消防団支援法案というのが衆議院を通過して、今国会中に多分成立すると思います。そして消防庁からも各自自治体に助言が来ると思います。その中で消防団の加入促進ということで、国並びに地方公共団体は消防団への積極的な加入促進がされるよう、みずからの地域はみずからで守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講じるものとする。また、公務員の消防団との兼業に関する特例というのもありまして、一般職の国家公務員または一般地方公務員からの報酬を得て非常勤の消防団員と兼業することを認めるよう求められた場合には、任命権者、結局町長ですね、38条第1項の許可の権限を有する者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないというような文書が載っております。また、協力業者への協力、また、大学等の協力ということで、国及び地方公共団体は、大学の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう大学等に対して適切な修学上の配慮その他の自主的な取り組みを促すものとするというような中身があります。そういう部分で、この1回募集を杜の丘でやったとか、宮城大学もありますし、そういうところに周知徹底というか、説明会を今後どのような方法で継続的にやっていくのか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

団員の募集ということでございますけれども、基本的には今、各分団または各地域で班を編成しております、その中でそれぞれの班編成がなされて団員の構成がなされております。そこで1人おやめになった場合にはその地区からもう1人に推薦といたしますか、入っていただいてという形でやっているところでございます。そういった中で大和町の場合は、先ほども言いましたけれども、97%という団員の方々に協力をいただいて入ってもらっている状況でございます。先ほどお話しした杜の丘地区につきましては、もみじヶ丘にはあるわけでございますけれども、今、杜の丘地区の人口がふえているということ、そしてあそこにもそういった消防団の方々のご協力をいただける組織を持ちたいということの中で募集といたしますか、この間、説明会をやったところでございます。その前にもことしのまるごとフェア in 杜の丘ですか、去年

もでしたかね、消防団の方々に来ていただいて消防団のPRといたしますか、そういったこともやってもらって、そういった積み重ねがあってやっているところでございまして、こういった説明会というものにつきましては新たな地区、今まだないところ、杜の丘ということを考えて今やっているところでございます。この間、説明会に13名来られたということですが、希望する方は14名ぐらいおられるということで、今アンケート調査とかをやりながら、今後結成に向けて町としてもお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

大学という話でございますけれども、確かに各地区大学でやっている、市町村でやっているところもあるというふうに思っておりますが、これにつきましてはそれぞれの地域の事情もあってのことだというふうに思っております。団員の方が少ないとかそういった中で大学の所在している地区で消防団を結成するというところでやっているというふうに聞いておりますが、今の段階で大和町ではまだそこまでは考えておらないところでございます。今はまだというか、地区の方々のご協力を得られておりますので、地区にお願いするという。新しい杜の丘につきましては先ほど言いましたように新たな班を編成するために説明会を今やっておりますけれども、今後大学とかそういったところには、まだそこまでのことまでは考えておらないところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

若い人がやれるような方向性で町でも積極的にやっていくことが大事かなと私は思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、災害時の出動手当上乘せということで、久慈市では実働時間が1日6時間を超える際には手当を2倍に、宮古市では災害救助の適用災害で市長が認める場合には2倍、大槌町では600円上乘せして2,500円、釜石市では500円上乘せして2,400円に、大船渡市は災害から1カ月経過し市長が認めた場合は5,500円に、陸前高田市は700円上乘せして1,900円に、東松島市は大規模災害時の人命救助、搜索活動には4,000円にということ。また塩竈市では1,000円上乘せして3,000円に、岩沼市は大規模災害時に6時間の活動を超えたときに4,400円に、山元町は災害救助法の適用災害で長期活動には5,500円というような感じで、岩手・宮城の沿岸部の消防団に手当の上乗せを

やっております。先ほど町長の答弁の中で26年度中に方向性を出したいと考えておりますということですが、国会でもこの法案ができて、報酬に関する考え方も示しております。方策ということでまず目的が、この法律は我が国において近年、東日本大震災という未曾有の大災害を初め地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命・身体及び財産の災害からの保護における地方防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被害者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関して基本理念を定め、並びに国・地方公共団体・住民の責務を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画策定、その他地域防災力の充実強化に関する政策の基本となる事項を定めることにより住民の積極的な参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とするというようにありまして、先ほど言いましたけれども、公務員の消防団員との兼業に関する特例とか事業者への協力、また大学等の協力、消防の相互応援充実ということで、消防団の装備の改善に係る財政上の処置なども載っております。こういうことを踏まえてぜひ消防団員の処遇改善というのを、消防団がいるおかげで災害のときに本当に私も心強く思っているところがございます。また、女性消防隊は見事日本一、優勝することができたということで、これもすごいことだと私は感じております。そういうことを含めてぜひ消防団員に対する処遇改善というのを早急に図っていただきたいと思いますが、最後に町長、答弁よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

消防団の団員の皆さんに対する処遇ということでございますが、先ほども申しましたけれども、改善に向けて26年度に方向性を出したいというふうに申し上げました。消防団員の方々は今、出動手当等1,500円とかがあるわけでございますけれども、今お話しのとおりその地域地域で海岸の方には海岸の条件があり、大和町には例えば川の水防の関係の役割とか山林の役割とか、やはり地方自治体、町村町村でそれぞれ違うというように思っております。それで一律に、一概にそちらと同じということではなく、その条件に合わせた処遇が必要だというふうに思っておりまして、その辺につき

ましては例えば水防の場合は待機ということもあり出動もありということもありますし、消火についてもそのとおりいろいろあるわけでございますので、そういったことについてどういったレベルのときにどういった処遇にするかとか少し細やかな検討が必要だというふうに考えております。そのことについて消防団の方々とそういった意見の交換もしながら改善を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

ぜひ処遇改善をしていただきたいと思います。大変仕事の忙しい中を災害のたびに休んで出てきて1,500円をいただいて、その後ろには家族がいるわけですから、やはりある程度の上乗せというのはしていかなきゃならないんでないかなと私は思います。消防団のおかげで、東日本大震災のときには本当にいろいろな活躍を私は見せていただきました。そういう部分でぜひ処遇改善をお願いしたいと思うのでございます。

それでは2件目に入らせていただきます。

来年度の予算編成について、消費税が4月に8%に上がることを受け、兵庫県の尼崎市は来年度予算歳出の維持管理費について3%増税分を上乗せしない方針を固め、総額を変えないことで実質的な経費削減となり、各課の事業見直しを迫られる。経費に上乗せすると支出だけが膨らむ、基金の取り崩しをふやすわけにもいかず、事業を見直すしかないとする。今後10%に上がった場合にも同様の方針を貫く公算が大きい。消費税増税に対する予算編成上の対応をどうするか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

予算編成についてでございますけれども、政府では来年4月から消費税率を引き上げるとともに、税率引き上げにより国民生活や企業経済への影響を抑えるために新たな経済対策を実行することとしておりまして、消費税引き上げと経済対策の実施による景気への影響については予断を許さない状況でございます。歳入の根幹をなす

町税の見通しは不透明な状況でございます。平成26年度予算編成に当たりましては、中期財政見通しといたしまして平成25年度から28年度までの歳入歳出見込み額を策定いたしまして、次にこの中期財政見通しを踏まえて予算編成の方針を決定したところでございます。10月下旬に予算編成説明会において各課予算担当者へ予算編成の方針を伝えて、その方針にのっとりましての予算見積書を作成するように指示を行っております。

平成26年度の予算編成方針でございますが、歳出面では経常的経費を見直し事務事業の財源確保の努力を行うことといたしまして、具体的には消耗品等の一般事務的経費につきましては経費節減に努め、予算要求に当たっては前年度当初予算額を上限とすることとしておりまして、実質3%の経費削減を図ることとしております。また政策的事業や重点事業につきましては1件ごとに各課長及び担当職員から直接事業説明を受け、事業の必要性や効果等を判断しながらの対応としております。さらに昨年度に引き続き各種補助金の見直しを行うこととしております。歳入であります、広く町民に影響があると思われる各種証明書等交付手数料及び集会施設等の使用料や、子育て世帯への影響が大きい学校給食費や保育料等の料金については、改定を見送る方針といたしてしております。しかしながら、独立採算制により会計処理を行っております上下水道事業等につきましては、上下水道料金に消費税が課税されておまして企業経営に直接影響を及ぼしていることから、料金への消費税引き上げ分の転嫁について検討を行うこととしております。

次に平成27年度10月から消費税率が10%に引き上げられた場合の対応でございますけれども、歳出において事務的経費や維持費の削減を図ることは当然であります、現行の5%から10%と引き上げ率も大きく、負担額も大きくなることから、各種事業経費コストの状況を見ながら必要に応じて使用料・手数料等の見直しについて検討を行いたいと考えております。

予算編成に当たりましては、今後とも厳しい財政状況が続くことが想定されますことから、事務事業を精査して効率的かつ効果的な予算編成に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

今後消費税が上がって町民の生活が、今のところ税収が上がってくるかどうか先行き不透明というような状況の中で予算編成をしたと思いますけれども、ぜひ必要性、優先度などを考慮しながら町債削減へ向けて今後予算処置をしていただければなと思っています次第でございます。町長が答弁していただきましたけれども、本当に厳しい財政状況が続くと思うんです。そういう部分で本当に事業をしっかり精査していただいて、効率的な予算措置をして、町債を幾らでも減らしていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そのとおりこれからも歳入歳出ともども厳しい状況ではございますけれども、その中で精査をして優先度といったもの、順番をきちっと決めながら、財政をやっていきながらまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

1 0 番 (伊藤 勝君)

ぜひよろしくお願いいたします。

それでは3件目に移らせていただきます。

電気自動車と充電施設について。栗原市は電気自動車（EV）用の無料急速充電施設をしない3カ所に設置し、市民に開放し始めました。市所有の公用電気自動車3台の無料貸し出しもあわせて開始し、充電施設の設置場所は市役所東側駐車場、栗駒総合支所、道の駅の3カ所で、無休、利用の際には申請書に記入し、貸出日は土日祝日。利用可能区域は市内に限定し、貸出希望日の10日前までに申請書を提出する。時間を決め、営利目的とする場合は対象外だ。充電施設の設置や公用電気自動車の考えはないか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは電気自動車と充電施設に関するご質問でございますが、地球温暖化の防止や環境問題への対応、低炭素社会への取り組み、さらに石油資源に乏しい我が国にとりましては、電気自動車等への取り組みにつきましては大変重要な課題ととらえておるところでございます。こうした状況を鑑みまして、国の経済産業省を中心といたしました次世代自動車インフラ整備促進事業が立ち上げされております。この事業につきましては、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電インフラの整備を加速することによりまして設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車のさらなる普及を促進して日本経済の下支えを図るものとしておるところでございます。各都道府県でビジョンを策定した上で、全国に10万基の充電器を設置する目標でございます。宮城県で策定されましたビジョンでは主要県道沿い、道の駅など観光拠点等や県内商業施設、病院、自治体庁舎等を中心に487基を設置することで計画され、本町内では8カ所の設置が位置づけられております。

町の公用車につきましては、厳しい財政状況下でありますので、できるだけ丁寧な扱いによりまして更新時期を延ばす工夫を行うとともに、ハイブリッド仕様を中心に導入を計画しているところでございますが、電気自動車につきましては蓄電装置等の技術が日進月歩でありまして、今後の性能の改良度合いや各自治体の状況、そういったものを勘案して対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

答弁のとおり宮城県でも推し進めております。26年までに10万基ということですが、大和町は8基ということで、ちょっと県のホームページを見たら大和町にも1カ所、今、日産サテリオというところで設置されているみたいでございます。なかなかこの電気自動車の普及も厳しいような状況というか、我が町も自動車産業の企業の誘致しているところがございますけれども、やはり大衡村でももう充電器を設置し

ているようでございます。そういう部分で国では14年10月末までに完成した充電器スタンドに対して最大3分の2の費用を助成する制度を設けているところです。こういう制度がありますし、宮城県のビジョンというのもありますので、大和町としてもやはり明確な位置づけというのが必要ではないかと思うんですけれども。つけるとしたら庁舎とかいろいろなところがあるんですけれども、先進地ではいろいろなところに充電器施設新設に補助を出しているようなところも見受けられます。大気汚染や二酸化炭素の排出が少ない電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及に向け市内に充電施設を新設する事業者に対し一部補助する制度を始めたという、これは京都市ですけれども。そういう部分でこういう助成があるうちに、世の中がどういう状況に、自動車産業が変わっていくかちょっとわからないような、不透明ですけれども、こういう県が自動車充電インフラ整備ビジョンで打ち出しております。充電器施設というような考えはないのでしょうか。その辺をちょっとお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

充電器施設というのは充電器ということだというふうに思いますけれども、先ほども申しましたとおり今、県のほうでそういった計画がなされておまして、大和町にも8カ所位置づけがされております。これにつきましては今お話しのとおり、制度は違うかもしれませんが、補助事業がございまして、やはり3分の2とかそういったやつで、ある一定期間中につければそういった補助があるという制度でございます。場所的には県で指定した場所、大和町で役場とかそういうようなところもあるわけでございますけれども、今後どのぐらい需要があるのかということがあると思いますけれども、今後そういった方向にはなっていくというふうに思っておりますので、こういった制度を利用しながらそういった設備を考えていければというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

こういう助成とかがあるうちに、宮城県の方針では8カ所ということでなっておりますので、ぜひ研究、ご検討いただいて進めていただければなと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（大須賀 啓君）

以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。

次に、13番高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

それでは、お尋ねをします。

まず、都市計画税についてということでございます。

都市計画税は、都市計画事業または土地地区画整理事業が実施されることによって土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大することが認められるという受益関係の着目し、土地及び家屋の所有者に対し課される市町村税で、都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税である。地方税法ではこのような都市計画税の性格に鑑みて、地域における都市計画事業等の実情に応じて都市計画税を課するか否か、あるいはその税率水準をどの程度にするかを市町村の自主的判断に委ねている。都市計画税の課税標準が固定資産税の課税標準となるべき価格により課するものとされ、その徴収も原則として固定資産税とあわせて行われることから、納税者のみならず課税庁である市町村でさえ固定資産税の上乗せ課税として捉えている面も少なくなく、目的税としての性格がわかりにくくなっていると思われる。納税者の立場からはその用途や受益と負担の関係が必ずしも明らかではなく、固定資産税との違いも見えにくいのが現状であるとする。そこで、大和町において都市計画税が適正に運用され、その用途を議会及び住民に対して明確にしていくことが重要であるという認識のもと、都市計画税の用途や課税状況等について検証をいただきたい。

過去10年間の都市計画税の推移と都市計画の進捗は。都市計画税は目的税である以上、その用途目的に従い正しく充当されなければなりません。都市計画税が都市計画事業等以外の費用に流用されているケースはないか。原則として都市計画税の税収が都市計画事業等の事業量を超え余剰を生じることは適当ではないと。この点、余剰を生じていることはないのか。将来の都市計画構想に伴う税の見通しもあわせて伺うものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは都市計画税についてのご質問でございますが、初めに過去10年間の都市計画税の推移と都市計画の進捗についてのご質問であります。都市計画税につきましては、都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てるため、都市計画法に指定された都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対しまして、大和町では昭和50年度分から固定資産税の課税標準額の100分の0.2、要するに0.2%の税率として賦課を行っているところでございます。過去10年間の都市計画税の推移を見ますと、平成15年におきましては都市計画税約1億5,630万円でございますが、平成24年度におきましては22.9%の伸びの約1億9,217万円と、3,587万円の増となっておりますところでございます。このことは昭和63年11月から分譲を開始されました仙台北部中核工業団地や平成9年1月に竣工されました吉岡東土地区画整理事業への企業の立地並びに平成元年2月着工いたしました公共下水道事業などの都市計画事業によりまして生活・住環境が改善されまして、大和町が目指す宮城の中核都市のまちづくりが計画的に進んでいるあらわれというふうに考えております。都市計画の進捗でございますが、現在第4次総合計画といたしまして平成21年から27年までの7年間を前期、平成28年から35年までの8年間を後期としたまちづくり計画を進めております。平成27年におきます2万8,200人の目標人口に対しまして、ことし11月現在ですが、11月末現在2万7,150人となっております、ことし4月から11月までの間に新たに493人の方に大和町の住民となっていただくことになりました。また世帯数につきましては、目標世帯9,800世帯に対しまして397世帯多い1万197世帯となっております、総人口、世帯数とも増加が図られておりまして、宮城の中核都市の実現に向けて順調にまちづくりが進んでいるというところでございます。

次に、都市計画税が都市計画事業等以外の費用に流用されているケースはないかということと、余剰を生じていることはないかのご質問でございますが、平成24年度の都市計画事業費等の支出は約4億4,078万円でありまして、県からの補助金約6,778万円を除きます都市計画税の充当割合は51.5%でございます。過去5年間の平均充当率は72.8%でありますので、都市計画事業費用が都市計画税額を上回っており、全ての都市計画税を充当しておりますので、余剰金は生じていない状況でございます。

次に、将来の都市計画構想に伴う税収の見通しについてでございますが、今後工業団地等への企業立地や土地区画整理事業により企業や人口の増加を期待するところでございますが、今後の経済状況や土地及び家屋の評価見直しなどを考慮しますと、今まで以上の都市計画税の税収増加は見込めず。横ばいに推移するものと考えられます。11月末現在におきます世帯数は平成15年度の1.27倍の1万197世帯、人口においては1.12倍の2万7,150人と他の市町村に比べて順調な伸びを続けておりまして、町民皆様との協働のまちづくりの成果であると考えております。このような状況において今後も企業の立地が見込まれるとともに、さらなる人口の増加も予測されることから、受け皿としての都市計画事業によるインフラ整備が引き続き必要であるというふうに考えております。都市計画税は都市施設整備のための費用として町財政の自由な財源でありますことから、宮城の中核都市の実現に向け、今後も都市計画税の納税に住民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まずちょっと基本的なところでお伺いをしますが、大和町の場合0.2%の課税をしているということですが、この課税をしている地域というのは市街化区域とイコールだという理解でよろしいのか。また部分的なところで調整区域を一部指定した中でそういったものも大和町の場合はあるのかどうか、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市計画税を課すといいますが、やっているのは市街化区域ということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

お答えの中では触れられておりませんでしたので確認の意味でお伺いをしますが、都市計画税は都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税だという認識でよろしいかどうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そのとおり目的税でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

その自治体によって課税の、大和町でいう0.2%、それが他の自治体で、上限なんかは0.3%だというふうに伺っておりますが、そのことからすれば課税をしていないという自治体も中にはあるのではないかとというふうに思いますが、近隣も含めてその賦課税、賦課をしていないという自治体がおありになるかお聞かせください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これをやっているところにつきましてはお話しのとおり賦課をしている町とやっていないところがございまして、例えば富谷町さんとかはやっておらないところがございます。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

その場合、固有の自治体ということではなしに、その賦課をしていない自治体の場合、市街化区域がないわけではないんだろうというふうに思います。そういったところのインフラ整備はどういったものを原資にして進めていらっしゃるのか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

開発の方法につきましては、いわゆる公でやる開発と、また民間でやる開発というふうにあると思っております。公でやる場合に一般的には都市計画税を徴収といたしますか、やっているところで、民間で開発する場合には、そればかりではないかもしれませんが、多くの場合そういったケースは徴収をしていないというふうに、それが理由の1つだというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

仮にその自治体、大和町の場合は賦課しておりますから、仮に賦課をしない自治体がある場合に、そのこと自体で地方債の起債あるいは地方交付税交付金等の配分なんかについて、事実上町が不利益をこうむるということはないのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ちょっと、改めて確認はしますけれども、現段階でないというふうには思っておりますが、再度確認をしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

じゃあ確認をして教えてください。

今度は先ほどのお答えの中にあって課税したものを都市計画事業のほうに充当していらっしゃるというお話だったんですけども、その範囲というのは例えば当初の計画どおりの建設等に充当するのは当然でしょうけれども、仮にそれが経年経過した中でいってみれば施設の維持管理だとか、あるいは保守とか、そういったことに関してまでその用途目的が利用できるということによろしいのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この税金につきましてはハード部分の設置といいますか、建設のみということございまして、維持管理とか修繕につきましてはこの税は使えないというふうになっております。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

当初の質問の中でも触れさせていただきましたがけれども、納税者の立場から申しますとこれは固定資産税と連動しているわけですね。ですから、言ってみれば先ほどのお話からすると調整区域か市街化区域かというくくりだけの違いで、あとは自動的にコンマ2を乗せるという作業になるわけですね。これはややもするとやはり経年の中でこれは当たり前だという、固定資産税と連動ですから、当たり前のごとく賦課が続いているという状況にあるわけですね。そういったことから徴収する側と納税者側の認識に大きなずれができて、固定資産税と全く同じものというような捉え方で賦課する側がなさっているんじゃないかという懸念をするわけです。その事業量相当分あるいは事業量との整合というものが見えてこないということになるんですが、そういったことをどのように町としては捉えて納税者に対してお答えになってきたのかお尋ねをしたい。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市計画税の性格というものにつきましては今申し上げましたとおり土地区画整理等々によってそのエリアのインフラ整備とかそういったものを進めるということ、それによって土地の価値も高まるということ、あとそのことによっていろいろな企業さんが進出されたりすることによって全体がいろいろな意味で発展するというもののだというふうに思っております。そういったものに充当するというところでやっておりますし、あとこれはもう一つ、地方債の償還にも使えるというか、当然そういうものをつくるに当たっては地方債を利用するときもあるわけでございますから、その償還にも充当できるというものでございます。ただお話しのとおり連動しているわけでございますので、固定資産税と同等のという部分についての、同等ではないんですが、ともするとそういった感覚になっている部分がなきにしもあらずということで、国のほうでもいろいろなそういったものについて指導といいますか、あるところがございます。これについては町のほうで住民の皆様方にどういった説明をしているかということでございますけれども、割賦といいますか、あれには書いてはありますが、そんな具体のものは実際は書いていないのが現状です。0.2%です、これを基準にするんですということで。それで町のほうで固定資産税、都市計画税のお話ということでチラシとかも一緒に折り込んではいるところでございますが、どこまで具体的に説明がなっているかといった場合にはまだまだ不足している部分もあるかもしれません。ただ、使い方についてはそのとおりそういった決まりがある中でももちろん使っているわけでございますので、そういった説明資料といいますか、そういったものについては十分考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

例えば24年度の都市計画税の全体が1億九千なにがしと。逆に支出したものが県からの補助分を除くと3億6,000万円ぐらいですか。そのうちの充当率が52、3%という

ようなお話でいただきました。そこまではお伺いをしたんですが、それだけで住民の方々は何に使ったか何とかということで理解ができるのでしょうか。例えば具体的に町の、要するに都市計画道路に何ぼ使っただとか、あるいは今申されたとおり下水道をつくったやつの地方債償還に何ぼ使っただとか、土地区画整理事業にはどのぐらい使っただとか、そういったことはどこかでお示ししていますかね。そしてその内訳を見るとその多くは、3億6,000万円のうちの3億円は下水道繰り越しに対する費用として充当されているということになっております。よくよく考えてみますと、その下水道でも、言ってみれば市街化区域だけでなく下水道が通っているわけですよ。調整区域の中にも下水道は布設されているわけなんですね。細かいことを言うとそういったところの区分けまでちゃんとしているんですかというふうな話になるわけですが、そういった意味で本当にこの充当率が妥当なのかどうかというのは先ほどのご説明では我々の立場としては十分納得はできませんし、イコール住民の方々にもその内容について十分に開示しているとは言えないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この都市計画税の内容について十分に開示していないというのはそのとおりだというふうに思います。これはいろいろやり方がありまして、特別会計でやるやり方と一般会計に繰り入れてやるというやり方があるわけですが、大和町の場合はこれは一般会計に繰り入れております。したがって、お話しのとおり都市税と一緒にような状況で今、住民の方にも示している状況にございまして、それについては私もこれについて改めてこのような状況ではいけないというふうに感じております。決算なり予算について、この事業についてはこの計画税を使っていますよとかそういったもののお示しを、余り細やかにというのは難しいと思いますけれども、そういったことをしていく必要があるのではないかと。県のほうには実績ということで報告はしているわけです、その都市計画税をこういうふうに使っているよということで。ですので資料としてはもちろんこちらでも作成しておりますので、その辺についてはお話しのとおり用途についての明確な説明がこれまでなされていなかったというふうに思っておるところでございます。

それから下水については以外のところの分もあるだろうというお話だと思っております。市街化区域内であればいずれ皆さんが、場所は違ったにせよお互いに出し合ったもので共有し合うということになりますけれども、それ以外の部分といいますか、都市計画以外の部分にも行く部分があるということです。それについては確かにそういうことにも、一部でございますけれども、どうしても接続の関係でそういうふうに。下水といってもそのエリア内ですので、ちょっと微妙なところはあると思いますけれども、それを関連してほかにも行くということになれば、住民からそういうご指摘があればその分についてはその部分も確かにあると言わざるを得ないと。ただあくまで基本はその市街化区域内ということですので、そこに充当していますよということでございますので、それ以外については一般財源とかも使っているわけでございますから、工事としては一緒になりますけれども、その辺はあくまで都市計画区域内という工事ということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まさにいみじくも今おっしゃられたとおり、お金には色はついておりませんので、工事をここからここは都市計画税を使用していますとか、この分は一般会計の一般財源を使っていますとかということは、税の目的からすれば本当はそこまでやらなきゃならないというのが趣旨だとは思いますが、基本的にはそういう、何度も繰り返しますが、目的税ですから、今までみたいな言ってみれば誤解をされることが多いというか、どんぶりで行っているんじゃないのということに行政が甘んじてはいけないということから、最低限十分な情報開示をしてもらわなければ納得はしていただけないと。ことしの10月も別冊で決算特別号を拝見させていただきました。この中にも1行たりともそのことについては触れられておりません。50年からじゃあ全くここまでそういうことについては触れてこなかったんだろうというふうに推察いたします。時代背景も変わって、特に大和町も発展のスピードが上がってきた中で、そういったことが大分立ちおくらせているのではないかと、これをまず1点指摘させていただきます。

あと、先ほどご答弁の中にあつたように、要するに賦課をしてない自治体でも要するに十分なそういった整備がなされてきているという現状を見ると、必ずしも都市計

画税というものがこの時代の要請に合っているのかという疑問も出てくるわけであり  
ます。別の手法があるのではないかとということでもあります。税をいただく立場からす  
れば2億円というのはこれはもう外せないというのは当然のことでもありますけれども、  
必ずしも目的に沿っていないとすれば別の手法でその財源を求めるということも当然  
考えていく必要があるのかもしれませんが。そういった中で、例えば開発行為あるいは  
開発指導要綱、開発負担金といった一連の行政手続の中で、要するにデベロッパーあ  
るいはそれに準ずる事業者に対して開発の段階で相当分の費用負担を求めると。要す  
るに行政主導での都市計画事業というような観点からシフトするというのも一つの  
手法ではないかというふうに思いますが。そういったことをする余地があるのではな  
いかという観点からお尋ねします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず先ほどの情報の開示といいますか、その使い道、どんぶり勘定というお話です  
が、決してどんぶり勘定ではなくてやっておるのですが、その開示の方法について足  
りなかったということを反省しますので、そこはどんぶりではないということは申し  
上げておきたいと思います。

それから、この都市計画税を取らないで、デベロッパー等にその開発負担金を求め  
てということでございますけれども、手法の一つとしてはそれはあるんだというふう  
に思います。民間の開発なりそういった形になろうかというふうに思いますが。そう  
いった場合、ただ相手方があるわけですから、開発する場所の条件とか、あとはその  
相手の方と意向が、気持ちが同じになるとか、いろいろそういったものもあるんだと  
いうふうに思います。手法としてはそういったことももちろんあると思ひまして、大  
和町の場合、今まで公でやってきている部分が非常に多いわけでございますけれども、  
例えば吉岡東とか南第1の場合は業者に委託方式という形で、ああいう方式もあった  
わけでございます。金は町で出しましたけれども、全部受けてもらったと。手法につ  
いてはいろいろな方法があるというふうに思います。ただそのことについては何回も  
言いますが相手もあつてのことということでございますので、全く手法として  
考えないということではなく、それを一つの視野に入れた中でそういったことを考え  
ていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

多少厳しい言葉で私が申し上げたのは、先ほど6,000万円を負担している宮城県には十分な説明をしていて、残りというか、2億円を負担している大和町民に対しては全く説明していないと、そういうギャップに対していかなものかという意味で申し上げたわけございまして、今後していただくという観点からすればこれまでのなされていなかったことを十分反省した上で十分に説明をしていただきたいということで申し上げました。それと、少なくとも説明する場合には先ほど言ったその大きなくくりではなくて、例えば街路だとか公園だとか下水だとか土地区画整理だとか地方債だとか、そういったように項目ごとに何割はどういうふうに使ったというようなことをちゃんと示していただいて十分な納得を得るということは必要だということもつけ加えさせていただきます。図表にさせていただくとなお結構だろうというふうに思います。

あとこれは現在町が進めている第4次総合計画で今後後半戦に入っていくというようなご説明をいただきました。ですから都市計画道半ばだというようなお話をいただいたわけでありますが、ざっと見渡すと先ほどの項目別にいくと街路整備のことについても、じゃあ新たにどこを整備するのと。あるいは公園整備、新たに需要があるんですかと。下水道もほぼ万全の状態じゃないかと。土地区画整理事業、吸収をされている地域もございまして、おおむね終結に向けて現在取り組んでいらっしゃる。残されたのはですから地方債の償還ぐらいだろうというふうに私は大ざっぱに見て認識をしておる中で、十分に将来に向けての都市計画に対しての費用がかかるんだよということも、使った結果だけじゃなくて、今後の具体的な計画についても示さないと、それに対する費用としてのタックスペイヤーの理解は得られないというふうに思います。今の状況で新たな計画、そういうものが町民に示されるんでしょうか。今後のことについて。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今現在進めている事業についてはやっていくという、今やっているわけでございますね。今後ということでございますけれども、今、次にこれがあるよということを示しがあるかということでございますが、具体的に今そういったものは今の段階でございません。ただ、この市街化全体を開発するためといいますか、よくするための税金でございますので、そういった意味合いにおきましてはまだいろいろやる部分が出てくるんだろうと。それから、この都市計画税だからということではないんですが、開発といいますか、次に進むということ、これで完璧なまちだというのであればそれはそれでよろしいのかもしれませんが、完璧ということはないわけで、次の段、次の段というふうなレベルアップをやっていくということがまちづくりとしては必要だというふうに思っておりますので、そういった意味合いにおいてこれからもといいますか、こういった税につきましてはまだ必要というふうに認識しておるところでございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

再度申し上げたいと思いますが、これはそこに土地や家屋を所有している方の資産価値が上がるという前提で賦課している税金なんですよ。先ほど申し上げましたように新たに付加価値が上がる要素がない中で税金を課していくというのは矛盾してしまうわけですよ。ですから前段で申し上げたように新たに区画整理事業をやりますよだとか、下水道を引きますよだとか、道路を敷きますよだとかということであればそれは十分に説明がつくんだろうというふうに思いますが、仮にそうでないとなれば、どうもこれは苦しいと私は言わざるを得ない。十分な理解を得ることができるのかといった場合に、大変厳しいというふうに思わざるを得ない。ですからそういった厳しい中でいただくための説明をこれまたしていかなきゃならない。そのためには計画そのものをより具体的に示していかなければならないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

新たな土地区画整理組合とかそういったもので明確に出せる部分と、市街地としての今住んでいる部分についての公共投資といいますか、そういったことが両方あるんだというふうに思っています。新たなものが出てくれば一番わかりやすくいいというふうにはなろうかと思えますし、説明もしやすいというふうに思いますが、お話ししているとおりこれは市街化区域全体の方にかかっているわけですね。その土地区画整理組合だけではなくて、そうでないところもあるわけですから、そういったところのインフラ整備とかそういったものについても当然ながらそういった負担をいただいている部分について、そういった整備でお返しすると言ったら変ですけども、そういった整備をするという考え方があろうかと思えます。ですからその区画整理ということが当然あるわけですけども、都市計画エリア全体からいただいているということでございますので、その全体の中での考え方も必要ではないかというふうに思っています。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

これまでの議論を通じて、税金を賦課させていただいている立場から十分に説明を重ねなければならないという思いが改めてしました。それとまたこの都市計画税のこれまでの歩みの中で、最大の目的であったそのインフラの整備だとかという時代から、より充実した生活への転換というか、ある程度の整備が進んだ中でのこの都市計画税のあり方というか、そういった中で多少無理とは言わなくても難しい局面に入っているのかなというような認識をいたしました。そういった観点から、目的に応じた柔軟な課税という観点からすると、なかなかそうだとは言いがたいという現状だと私は議論を通じて感じたのも事実であります。その役割というか、都市計画税という中で、言ってみれば既得権益的に現在はもういただくというような形に自動的にになっているということ自体が限界に来ているのではないかというような。いただくためには何度も繰り返しますように今までの説明やら今からの進め方についての現状認識では大変厳しいと言わざるを得ないと思えますので、今後先ほど申し上げましたように都市計画税にかわる財源の見出し方あるいは都市計画税をより進化させる方法、そういったものについて検討を深めていただかなきゃならないというふうに思いますが、町長の

意見を聞いて、このことについて締めさせていただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

都市計画税、ハードの開発については随分進んだという認識、内容を充実させていくのが今後であろうということでございます。その状況でありますので、町がずっと発展してきた、この税金も含めてのおかげでですね、ということでこれは大変いいことだというふうに思っていますが、さっきも言いましたとおりまちづくりはこれで終わるわけではございませんので、その先も目指さなければいけないということもあります。それから地方債償還だけにとのお話がありましたけれども、地方債につきましては先行投資ですので、都市計画税でやっていくということはこれはこれで必要なことだというふうに思っておりますので。ですから、都市計画税が役割的に前のように言ってみればうんと見える部分の役割ではなくても、本来あるべき役割はまだまだ残っているというふうに思っております。それで、説明については先ほど申しましたように今までの説明についてお示しが足りなかったということは大いに反省をしなければいけないということでございますけれども、このことについてはこれからも説明をしながらお願いをしていくというのが基本でございます。ただ、ずっと将来にこの余剰金が出るとか、またはそういうことになった場合にはというのは当然それはいつまでもこれではなくて、次の手だてなりそういったものは、税率の上げ下げということもあるでしょうし、ほかのデベロッパーとかそういったものの切りかえとか、手法については1つだけではなくて幾つもあるというふうに思っておりますので、それは一番町にとって、また住民の皆さんにとって有利な方法を探していくということは今後、常にあるわけですがけれども、それは当然だろうかというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

休憩は10分とします。

午後2時20分 休 憩

午後2時31分 再開

議長 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの高平議員の質問に対して後にという答弁がありましたので、町長から答弁いただきます。町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

先ほど都市計画税を賦課することによって交付税に対する影響があるのかというご質問でございました。ないと思うということでお答えをしましたが、確認をしましたところ、そういったことはやはりないということでございますので、ご報告させていただきます。以上です。

議長 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

今の件についてはまた別の機会に議論をさせていただきたいと思いますが、私がお尋ねしたのはかけることじゃなくて、なくした場合に、要するに2億円がなくなることによる影響はあるのかというようなことでのお尋ねだったので。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

大変失礼しました。かけた場合でもなくなっても同じということでございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

ということで、必ずしも都市計画税の頼らなくても、今言ったように補完することも最低限のことはあるんだという状況もあります。ですから、行政用語で言うと余りよくとられないわけですが、もうこの時代ですから、柔軟にこの税のあり方、これは先ほど言ったように目的税でありますし、それと市町村が自分たちで決められるという地域主権型の税金ですから、そのあり方について柔軟に十分に検討いただきたいということを申し添えて次の質問に入ります。

公共施設の指定管理についてでございます。

地方自治法の一部改正により、平成15年9月2日から公の施設の管理について指定管理者制度が導入されました。これに伴い本町でもひだまりの丘を初め順次指定管理者への移行がされてきたところでございます。しかし、いまだ総合体育館、まほろばホールはなされていないわけでございます。管理を直営から指定管理者へ移行し、行政の効率化を向上させるべきと考えておりますが、町の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それではただいまの公共施設の指定管理に関する件でございますが、町では行財政改革の一環といたしまして平成17年9月に指定管理者制度を導入いたしまして、デイサービスセンターひだまりの丘や原阿佐緒記念館、宮床宝蔵、七ツ森陶芸体験館、また各地区コミュニティ施設、都市公園などを順次指定管理者に管理を委託してきたところでございます。この指定管理者制度を通じて民間のノウハウの活用と地域のご協力をいただきながら、住民福祉の向上と経費節減に努めてきたところでございます。

ご提案の総合体育館、まほろばホールへの指定管理者制度の導入についてであります。全国的に体育館施設や文化施設に指定管理者制度を導入し、民間や財団、NPO等に管理を委託しているところが多くなってきていることは承知しているところでございます。本町におきましても行財政の効率化と住民サービスの向上の観点から先例地における制度導入の効果等を検証しながら方向性を見出していくことは大切なことであると考えておるところでございます。現在体育施設の指定管理者制度導入につきまして研究を進めているところでありまして、その結果につきましては早い段階に議員皆様方にご報告できるよう事務推進を図りたいと考えているところでございます。次にまほろばホールについてでございますが、まほろばホールにつきましては、施設

の電気・機械設備、運転等の総合管理及び舞台機構等操作業務につきましては3カ年の期間で各種業者に委託をしております。また貸館の窓口業務や図書貸し出しの業務につきましては職員等の直営により対応しております。さらに学習棟におきましては公民館事業としての女性層や高齢者層等を対象とした各種講座や生涯学習事業としての協働教育推進事務等を、またホール棟では大和町文化振興協会によりますジャズやクラシック、歌謡曲等のほか舞台劇等の自主事業を通年展開しております。そのほか町や県、学校関係事業の利用も多数あり、ホールと公民館を一体化した事業の展開をしているところでございます。宮城県民会館のように命名権を付して指定管理者へ委託し、全てが貸館業務になっているところもありますが、まほろばホールにつきましては前述しましたように経費の節減に十分留意しながら適正な運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ちょっと確認させてください。宮城県民会館のような手法は考えていないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いわゆる指定管理者の手法を考えていないかということですか。そういうことではございません。現段階では、今のところはまだそこまで至っていないということで、将来的にそういうことをやらないということではございません。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

読解力が乏しいものですから、何かやらないのかなというふうに読みました。

今回も何か一部指定管理者の提案があるようではありますが、これまで順を追って指定管理者を導入してきたわけでありまして、私は、この両施設については大分さまざまな委託料だとか運営のあり方だとかについてこれまでもいろいろ議論のあったところで、その中でもこのことについてどうなんだというようなことがあった中で、言ってみればほかのやつよりもおくれて現在に至っているというような状況で、ひょっとして例えばこの施設についての捉え方として指定管理者制度、体育館のほうは何かそれに向けてもう既に歩みを始めているというふうに認識をしたんですが、ひょっとして総合体育館ではなくまほろばホールはこの指定管理者制度はなじまないんじゃないかなだとか、そういうような思いがあってここまでそういったことについての取り組みを言ってみれば躊躇してきたというか、ほかより優先してこなかったということなのかどうか、お聞かせいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この2つが大きな施設として残ったということになります。決して指定管理者になじまないとかということではなくて、順次委託しやすいものと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういうことでやってきました。この2つにつきましては特に専門的な部分があるものですから、特にまほろばホールにつきましては舞台装置の問題とか音響の問題、そういったこともある中でございまして、そういったものについての委託の方法とかそういったものについて、いろいろな部門がある難しさということで後になってきたということでございます。それから考え方として地元の人たちとかそういった方々、文化協会さんとか体協さんとかがおいでですから、そういった方々のお手伝いとかそういったことも含めて考えられたらいい方向に行くのかなとこう、通常の施設とはもうひとつ違った意味合いでの考えを持っていたものですから、今現在こうなっているということでございます。体育館につきましては申し上げましたとおりそういったことも含めまして今いろいろそういったところと話し合いといたしますか、いろいろ内容について検討を深めている段階でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

一部の識者に言わせると、例えば図書館なんかはひよっとすると指定管理者の制度が合わないんじゃないか、当然ご承知だと思うんですけども、そういう議論があるのも事実私も理解をしております。ですから必ずしもこの施設がそういったものだというのであればそれはそれとして考えるべきかなというふうには思いますが、そうでない限りはやはり進めるべきだろうというふうに私も認識をしております。その中で例えば先ほど申し上げた図書館なんかでどうして指定管理者がそぐわないかという見解ですと、図書館というのは無料貸し出しが原則だから借りてもらえばもらうほど人件費はかかるし、さまざまな図書も用意しなきゃならないしというようなことで、費用のほうだけが膨らんでその見返りが無いというふうなことでいかなものかというような論になっちゃっているというようなことですが、それを覆すような施設もできてきていることも事実です。民間にまるっきり委託してカフェから何から販売するショップから全てを網羅した上でその地域の名物施設になっているなんていうところも一方ではあるということでもありますから、やはりやり方によってはそうですし、私も質問する趣旨の中にどうしても経費節減だ、あるいは人の効率活用だというふうな観点でそういう制度を使ったらどうだというようなことですが、原則としてはやはり利用者が今の行政がやっているよりもさらに利便性が上がるという、付加価値が上がるということが結果としてはさまざまな効果をもたらすということだというふうに思いますので、そういう観点からすると余り効率化効率化ということはそぐわない。逆に今の公で運営をしているものよりもいかに柔軟な施設利用が可能かという観点での検討、もちろん対費用も必要なことですのでございますからそれを逃すわけではありませぬけれども。そういう観点からするとNPOだとかそういったものを十分に駆使した中でおやりになっていくということも必要だろうし、現在たまたま役場を卒業された方が両施設の管理者として今、運営に当たっていただいておりますけれども、言ってみれば職員のOBの方々、そういうノウハウを持った方々も中にはいらっしゃるんだろうというふうに思いますし、今後もそういう方々がOBとして誕生していく中でそういう方々の能力を十分に発揮できるような、互いに利用できるような考え方も検討に値するのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この両施設につきましてはそのとおり費用対効果ということはもちろんそれは必要なことだというふうに思っておりますが、今も多くの方々に利用してもらっております。ですからその利用してもらっている方々についてより利便性といいますか、利活用性が高くなるということが大きな目的でございます。またOBとかそういったノウハウを持った方も当然おるわけでございますので、一業者とかそういうのではなくて、さっきも言いましたけれども文化協会とか体協とかもございまして、そういった方々のご協力もいただきながらやれば非常にいい方向にいくのかなというふうに思っております。今後そういったことを考慮しながら考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

人材も時を超えますと、旬を逃すとやはりなかなか使い勝手がよくなるということもあると思いますので、もしそういう方向で進めるとすれば適時進めていただくような考え方に立っていただきたいということを申し上げて私の一般質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

日程第 3 「議案第 8 7 号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」から

日程第 1 7 「議案第 1 0 1 号 指定管理者の指定について」まで

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 3、議案第 87 号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

から日程第17、議案第101号 指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

議案書のほうを見ていただきたいと思います。議案書1ページになります。

議案第87号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。ご説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布されたことにより地方税法が改正され、平成26年1月1日から延滞金の特例措置が変更になることに伴い、関連する条例についての所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、附則第4項を改めるものでございます。

条例議案説明資料の1ページのほうをごらんください。新旧対照表の内容としましては、延滞金の割合の特例についての改正でございます。これまで第6条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び7.3%の割合は特例基準割合が7.3%に満たない場合には特例基準割合適用年として3カ月以内は特例措置割合により軽減されておりました。3カ月以上につきましては特例措置の適用がございませんでした。これが改正となり、3カ月以内及び3カ月以上も特例措置割合が適用になるものでございます。また、特例措置に係る割合の基準となる特例基準割合も前年の租税特別措置法の規定に1%を加算することの内容に変更になるものでございます。割合で説明しますと、平成26年1月1日からは、3カ月以上の14.6%については特例基準割合に7.3%をプラスしたものになり、3カ月以内の7.3%については特例基準割合に1%をプラスしたものになるものでございます。

条例のほうに戻っていただきまして、附則としまして、施行期日平成26年1月1日からの施行でございます。経過措置としまして、改正後の規定は施行日以降の期間について適用し、期日前の期間についてはなお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして88号についてご説明いたします。議案書2ページのほうをごらんください。

大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、大和町の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の改正趣旨と同じでございます。関連する条例として所要の改正を行うものでご

ございます。

改正の内容につきましては、附則を附則第1項とし、附則に1項加えて第2項とするものでございます。

条例議案説明資料2ページのほうをごらんください。新旧対照表の内容としましては、延滞金の割合の特例の追加でございます。これまで第10条第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合は特例措置割合の適用がございませんでした。これを改正して、特例基準割合が7.3%に満たない場合は特例措置が適用になるよう改正するものでございます。割合で説明しますと、26年1月1日からは、7.3%のものが特例基準割合にプラス1%になるものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則としまして施行期日、平成26年1月1日から施行でございます。経過措置としまして、改正後の規定は施行日以降の期間について適用し、期日前の期間についてはなお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

議案書3ページ、議案第89号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

条例議案説明資料3ページ、新旧対照表をお願いいたします。改正理由でございますが、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金等の利率の見直しがされたことに伴いまして、町税に係る延滞金の例に準じ、介護保険料に係る延滞金の特例措置に係る割合を改めようとするものであり、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

延滞金の割合の特例第7条、当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合に合つては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%

の割合)とするものでございます。

議案書3ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、1といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行する。経過措置、2といたしまして、この条例による改正後の大和町介護保険条例附則第7条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

議案書の4ページをお開き願います。

議案第90号 大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別冊の条例議案説明資料4ページ、議案第90号関係の新旧対照表につきましてもあわせてごらん願いたいと存じます。

改正の趣旨でありますけれども、地方税法の一部改正によりまして延滞金の割合が見直されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

改正の内容であります、延滞金の割合の特例といたしまして附則の第3項に新たに規定をするものでございます。この規定する内容につきましては、前の議案と同様の内容でございます。そういったことでありますので、規定の条文につきましては、大変恐縮でございますけれども朗読を省略させていただく存じます。ただし、この条文中の本則に規定されている延滞金率の14.5%及び7.25%につきましては都市計画法の第75条第4項で14.5%を超えない範囲と規定されておりますので、本則については現行どおりといたすものでございます。

附則でございますが、1の施行期日につきましては、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。2の経過措置につきましては、この条例による改正後の大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

続きまして5ページをごらん願いたいと存じます。

議案第91号 大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別冊の条例議案説明資料の5ページ、議案第91号関係の新旧対照表もあわせてごらん願いたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、地方税法の一部改正によりまして延滞金の割合が見直されたことに伴いまして、当該条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、延滞金の割合の特例といたしまして附則の第2項に新たに規定をするものでございます。この当該条例の農集排のこの分担金に関する条例につきましては下水道の条例を準用し規定しておりますので、前の議案第90号の下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の改正内容と全く同様に規定するものでございますので、規定する条文につきましては、恐縮でございますが朗読を省略させていただきますたく存じます。

議案書の附則でございます。1の施行期日につきましては、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。2の経過措置につきましては、この条例による改正後の大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしてございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

それでは議案第92号 大和町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

これらの説明につきましては説明資料の6ページを見ていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地方税法が一部改正されたことによりまして延滞金の特例措置がつけられました。それに伴いまして当分の間引き下げられることとなったものでございまして、平成26年1月1日から施行されるものでございます。この改正

に伴いまして、見出しをつけるなど、この条例の字句の整理もあわせて行うものでございます。

新旧対照の表でございますが、新たなほうの第1条でございますが、これにつきましては第1条に見出しとして「目的」という見出しをつけるものでございます。第2条につきましては見出しとして「督促状の発付」という見出しをつけるものでございます。また、字句を整理いたしまして、分担金、使用料、加入金、手数料、過料「その他の町の収入金（以下、「税外収入金」という。）」という表現に改めるものでございます。第3条につきましては「督促手数料」という見出しをつけるものでございます。第4条でございますが、延滞金に関する規定でございますが、「延滞金」という見出しをつけますとともに、延滞金につきましては税条例で規定する割合と同じでございますので、税条例の例によるというふうな形に改正するものでございます。これによりまして今後地方税法の改正により延滞金が改正された場合は税条例が改正されますので、この条例を改正することなくその割合を適用するということの表現に改めるものでございます。なお、延滞金の割合につきましては今までご説明してきました大和町の後期高齢者医療の条例の一部改正、また介護保険条例の一部改正条例、これと同じ割合でございますが、年14.6%の割合の場合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となりまして、年7.3%の割合によりましては特例基準割合に年1%の割合を加算した割合という割合となっておりますのでございます。第5条につきましては新たに付け加える規定でございますが、見出しとしましては「督促手数料及び延滞金の減免」に関する規程ということで、新たに減免規定を追加するものでございます。この条例につきましては税条例のほうにおいても規定しておりますので、事故、災害などにより納入が厳しいと認められる場合は減免できるという規定を追加するものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、附則でございます。第1項としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置について規定したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、議案書7ページをお開きになっていただきたいと思います。あわせて別冊の新旧対照表の7ページをごらんになっていただきたいと思います。

議案第93号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正の趣旨は、配偶者暴力防止法の改正に伴ったものでございまして、それに伴いまして第6条の2第1項第8号を次のように改めるということで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等というその「等」という語句を今回つけ加えさせていただきます。その「等」とは何だということでございますが、今までは住宅に入居する際の資格はこの6条の2の前条6条でその条件を付しているんですが、6条の2の第1項ということについては特例の場合認められるという条文でございまして、今回この保護等の「等」という語句をつけ加えさせていただいたことにより、配偶者だけでなくいわゆる事実婚という方も救済の対象になるということで今回条文改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年1月3日から施行するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長 （浅井 茂君）

それでは、議案書の8ページ、議案第94号をお願いいたします。

損害賠償の額を定め、和解することについてでございます。

平成25年8月13日、黒川郡大和町吉田字一本杉7番地先で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要でございます。大和町職員の運転する公用車が、平成25年8月13日午前11時13分ごろ、黒川郡大和町吉田字一本杉7番地先、町道魚板兵土ヶ原線上を東方向に走行中、公用車が農道に入るため右方向指示器を点滅させてゆっくり減速したところ、相手方車両が右折の合図を追い越しのサインと判断し追い越しをかけ、右折を開始した公用車の前方右側面と相手方車両左側面が衝突したことによる事故でございます。

損害賠償の額でございます。大和町と相手方は、過失割合を大和町が10%、相手方

が90%とし、大和町は相手方に対し、相手方の車両の損害額39万5,000円に過失割合の10%を乗じて得た額の3万9,500円を支払うものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは議案書の9ページをお願いしたいと思います。あわせまして事項別明細書第4号ということで、別冊の資料につきましてもよろしくお願いしたいと思います。

議案第95号 平成25年度大和町一般会計補正予算(第4号)でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1億9,670万8,000円を追加いたしまして、予算額を92億2,325万5,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては第1表によるものでございます。

第2条につきましては債務負担行為の追加でございまして、14ページをお願いしたいと思います。第2表債務負担行為補正、追加でございます。事項、それから期間、限度額とございますけれども、期間につきましては省略をさせていただければと思います。まず、L G W A Nファイアウォール等更新522万円であります。続きまして、住基ネット機器更新957万円でございます。町税納税通知書印刷製本業務240万円でございます。小野小学校仮設校舎賃貸借事業4,600万円でございます。大和町立小学校業務員業務委託5,640万円でございます。大和町立中学校業務員業務委託1,692万円でございます。大和町立教育ふれあいセンター業務員業務員業務委託1,692万円でございます。外国語指導助手業務委託3,200万円でございます。小学校の定期健康診断(循環器等)業務103万円でございます。中学校の定期健康診断(循環器等)業務100万円でございます。標準学力調査事業(小中学校)541万円でございます。

15ページをお願いしたいと思います。

まほろばホール総合管理等業務(電気、機械設備運転等)でございまして、1億1,600万円でございます。まほろばホール舞台機構操作業務4,700万円でございます。社会教育施設指定管理者委託業務(原阿佐緒記念館外3施設)でございまして、5,500万円でございます。総合体育館総合管理委託業務1,470万円でございます。ダイナヒルズ運動公園多目的広場芝生管理委託業務500万円でございます。以上16件でござ

ございます。

続きまして16ページでございます。こちらのほうにつきましては第3条の地方債の廃止でございます。八志田堰用水路に係ります農業施設整備事業負担金に係る起債でございます。当初1,090万円を見込んでございましたけれども、今般県の指導によりまして起債より特別交付税の算入の指導があったため、この起債を廃止する内容でございます。

続きまして事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、第1款町税第1項町民税1目個人町民税、現年課税分で4,000万円の追加計上を見込んだものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金のうち3節児童手当負担金1,143万8,000円、4節児童福祉費負担金減額28万円につきましては、歳出見込みによります調整となっております。

同じく2項5目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金565万4,000円につきましては、本年度交付総額1億9,865万4,000円の交付内示がありましたことによりましての増額の調整となっております。

同じく7目農林水産業費国庫補助金につきましては、東日本大震災農業生産対策交付金の追加交付分925万円を措置しようとするものでございます。

同じく8目地域の元気臨時交付金654万4,000円につきましては、国からの内示額を計上いたしまして、単独道路事業への充当を今回見込ませていただくとするものでございます。

3項1目総務費委託金につきましては、自衛官募集事務費5,000円の減額措置であります。

続きまして4ページでございます。

第16款1項1目民生費負担金児童手当負担金219万3,000円、未熟児療育医療費減額の14万円につきましても国庫負担金同様歳出見込みによります調整となっております。

2項1目3節児童福祉費の県補助金につきましては、母子父子家庭医療費13万円、心身障害者医療費301万1,000円、一時預かり事業費63万円、保育士等处遇改善臨時特別事業費59万2,000円につきましては、事業費確定見込みによりますそれぞれの調整でございます。最後の保育所緊急整備事業費1億2,077万円につきましては、今回の民設民営保育所建設に係ります補助金を見込もうとするものでございます。

2目1節の保健衛生費の県補助金につきましては起債4事業の調整でございます。

合計2,226万7,000円の減額調整となっているところでございます。

3目1節の農業費補助金につきましては、農業者戸別所得補償制度推進事業費は追加交付分50万1,000円、東日本大震災農業生産対策交付金462万5,000円につきましては事業費増加に伴うもの、人・農地問題解決推進事業費補助金170万1,000円につきましては、地図情報システム構築のための10分の10の補助金となっております。

3項1目4節統計調査費委託金につきましては、農業統計調査費での1万1,000円の減、2目2節土木管理費委託金につきましては、建築物実態調査事務費3万円を見込もうとするものでございます。

3目1節社会教育費委託金につきましては、放課後子ども教室委託金減額44万8,000円につきましては、事業費の減少に伴うものでございます。

続きまして5ページでございます。

17款1項2目1節の利子及び配当金4万9,000円につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金の利子を見込んでいるものでございます。

同じく2項1目1節の土地売払収入につきましては、普通財産の小野地区での売払収入等を見込んだものでございます。

18款1項4目1節ふるさと寄附につきましては、町内で開業されております眼科医さんからのご寄附分を今回計上しようとするものでございます。

19款1項1目1節の宮床財産区特別会計繰入金7万3,000円につきましては、一般会計に繰り入れをいたしまして杜の丘1丁目防災倉庫助成に対応するものでございます。

20款繰越金につきましては、歳出見合での計上897万5,000円となっているものでございます。

6ページでありますけれども、21款5項3目1節雑入につきましては、過年度の後期高齢者医療給付費精算金473万1,000円、地域特産品等PRのための県町村会からの助成金20万円、高額介護合算療養費に伴います過年度の精算返還金5件分といたしまして60万1,000円でございます。

第22款の町債につきましては先ほどご説明申し上げました八志田堰用水路の県営事業負担金分の起債を減額しようとするものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

続きまして歳出でございます。7ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費の3節職員手当等でございますが、時間外手当でございます。火災出動に伴う職員の時間外勤務手当の不足額を補正計上するものでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

続きまして3目財政管理費でございますけれども、25節積立金につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました40万円の寄附がございましたものですから、当初で1,000円だけ計上しておりましたので、39万9,000円を今回積立金として計上させていただこうとするものでございます。

続きまして5目の財政管理費11節の需用費でございますけれども、これにつきましては各コミュニティセンターの燃料費、それから光熱水費単価アップによります増額でございます。

13節委託料につきましては、庁舎管理費の入札の差金637万8,000円を減額させていただこうとするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

続きまして6目企画費でございます。防衛施設周辺整備対策費でございます。去る11月15日に特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次内示がございました。当初の1億1,861万3,000円に対しまして8,004万1,000円の追加交付となったところでございます。昨年度と比較いたしまして163万8,000円の増額となっております。既に2次交付額を見込んで9月補正で予算措置を行っておりましたが、他事業の精算を合わせまして今回見込み額の精査によりまして905万円を学校教育用コンピュータ整備事業とし

て基金の造成を行っておりますので、積み増しを行うものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

続きまして、7目の電子計算費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの端末機器を操作するものの確認方法などが変更されますことから、そのための費用を計上するものでございます。この端末機器の確認方法でございますが、現在はパスワードで行っております。これが生体識別方法ということで、この手のひらで識別する方法に変更されるということでございまして、この住民基本台帳システムを平成26年5月までに更新するように総務省からの通知が来ているところでございます。それに基づきまして本町ではこの住民基本台帳システム機器を更新する予定としておりまして、債務負担行為で25年度以降の分につきましてはお願いいたしまして準備行為をする予定としていたしておりますが、更新するシステム機器につきましては試験的に2月から導入いたしまして、4月からの運用に支障を来さないようにしたいと考えております。そのため、この2カ月分の住民基本台帳システム機器の借上げ料と、それに伴いまして行政専用のネットワークでございます総合行政ネットワークシステム、通称L G W A N と呼ばれているものでございますが、これと接続しますファイアウォール機器の2カ月分の借上げ料を補正計上するものでございます。

18節の備品購入費につきましては、電気、電話などの公共料金支払いシステム、これを使用してありますパソコンにつきましては、現在マイクロソフト社のウィンドウズ X P を使っております。この X P のサポートが来年4月9日で終了いたしますことから新たなソフトに切りかえる経費と、パソコン自体も老朽化しているということでございまして、新たにパソコンも購入する費用を計上するものでございます。なお、通常の職員が使っている端末については来年の4月から導入することで現在準備行為を進めておりますが、この公共料金支払いシステムで使っているパソコンにつきましては金融機関等を結んでいるシステムでございまして、その調整に2カ月程度要するというので早目にこちらは購入するというものでございます。

続きまして10目の無線放送施設管理費でございます。13節の委託料でございますが、

これにつきましては全国瞬時警報システム、通称Jアラートと呼ばれるもので、これは弾道ミサイル発射などの緊急情報を人工衛星を使って消防庁のほうから全国の自治体に伝達し、自動的に各自治体の防災無線が起動しまして住民に伝える仕組みでございます。このJアラートで利用しておりますパソコンのソフトが同じようにマイクロソフト社のウインドウズXPでございまして、このXPのサポートが来年4月9日に終了するという事で新たなソフトに切りかえる費用でございまして、そしてこのJアラートと防災無線を接続し、調整するための費用もかかるということで、ここで含めて委託料ということで補正計上するものでございます。

以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時27分 休憩

午後3時37分 再開

議長 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

事項別明細書7ページをごらんになっていただきたいと思います。一番下の欄でございまして。

13目諸費でございますけれども、11節需用費、消耗品5,000円の減額につきましては、自衛官募集事務費の国庫委託金の減額に伴う調整によるものでございます。光熱水費につきましては、9月以降の電気料金の値上げに伴った防犯灯の電気料を今回お願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

19節負担金補助及び交付金でございますけれども、こちらのほうにつきましては財産区地域振興費に係るものでございまして、宮床財産区からの繰り入れによります杜の丘1丁目防災倉庫補助金2分の1分でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長千葉良紀君。

税務課長 (千葉良紀君)

8ページをごらんいただきます。

2款2項2目賦課徴収費の7賃金でございます。事務補助員でございますが、給与支払報告書の整理、データ入力事務の事務補助員を1名増加するものでございます。

18備品購入費につきましては、申告支援システムにおける申告書読み取りオプション、OCRということですが、これは光学式文字読み取り装置のソフト代を計上するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

5項1目の統計調査費でございます。工業統計調査に係る委託金が確定しましたので、歳出部分を調整したものでございます。

1節の報酬につきましては、工業統計調査員の報酬を減額するものでございます。

11節需用費につきましては、工業統計調査に要する事務用品代等を減額補正するものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、民生費の3款1項2目老人福祉費でございます。

13節委託料につきましては、ひとり暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯への寝具の乾燥消毒サービス委託料でありまして、利用者の増によります実績見込みの補正をお願いするものでございます。

4目障害者福祉費23節償還金利子及び割引料につきましては、平成24年度障害者自立支援給付費の精算確定したことに伴いまして国県補助金を返還するものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費13節委託料につきましては、乳幼児対象健診等開催時の除雪業務委託料でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

6目の後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金補助及び交付金であります。これにつきましては県の後期高齢者医療広域連合の負担金でございます。今年度の額が確定したことによりまして不足額が生じたものでございます。今回その不足額を補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

9ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉費でございます。

3節、11節につきましては、予算の科目構成のために減額をするものでございます。

13節につきましては、あんしん子育て医療費の支払業務委託につきまして国保連合会へ支払っているもので、実績見込みによるものでございます。

18節は、子ども・子育て支援法の新しい法律にのっとり27年4月より始まるものですから、それに向けて新制度に係るシステム導入に伴いましてOA機器を購入するものがございます。

20節扶助費でございますが、あんしん子育て医療助成費、未熟児養育医療費助成に要する実績見込みによる補正でございます。

2目児童措置費でございます。

20節扶助費でございますが、児童手当支給事業費に要するもので、実績見込みによる補正でございます。

同じく3目母子福祉費20節扶助費でございますが、母子父子家庭医療費に要する支払いで、実績見込みによるものがございます。

4目保育所費につきましては、3節、11節につきましては補助事業に要する経費分を計上したものでございます。前に説明がありました保育士等処遇改善事業という新しい事業への事務経費でございます。

19節負担金につきましては、県社会福祉協議会保育部会へのもみじヶ丘保育所の定員増による負担金の増分を上げたものでございます。防火管理者協議会講習会負担金についても不足が生じたので計上したものでございます。

補助金につきましては、杜の丘に整備いたします民間保育所の整備に要する補助金、社会福祉法人宮城愛育会に支出する予定のものでございます。そのほか一時預かり事業につきましては菜の花保育園の一時預かり保育事業でございますが、実績見込みによるものでございます。また、保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、菜の花、すぎのこ両保育園に対するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

1目のほうに戻っていただきまして、児童福祉費総務費の中の20節扶助費であります。心身障害者医療ということで562万6,000円を補正しております。これにつきましては心身障害者の医療費でございますが、今年度の実績予想により不足が見込まれるものですから、今回補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、10ページ、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

28節の繰出金につきましては、水道事業会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

7節賃金につきましては看護師賃金への振りかえ、8節報償費につきましては健康づくりモデル事業の委託料への組み替えによるものでございます。

13節委託料につきましては、国での子宮頸がん予防ワクチン積極勧奨差し控え継続によります実績見合いによります1,275万1,000円の減額、また、麻疹・風疹混合ワクチン接種につきまして、接種者増によります実績見込みとして166万5,000円の増額、また、健康づくりモデル事業として組み替え等により40万6,000円を計上いたしまして、委託料といたしまして1,068万円の減額補正をお願いするものでございます。

14節使用料につきましては、額の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

20節扶助費につきましては、償還払いによります麻疹・風疹混合ワクチン助成の実績見込みの補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

4款2項1目廃棄物処理費でございます。

13節の委託料についてでございます。これにつきましては一般廃棄物の収集運搬の業務委託費でございます。今年度の収集運搬の業務委託費が確定したことにより当初予算に対して不足額が生じたものでございます。今回その不足額を補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

5款1項2目農業総務費につきましては、11節需用費でございますけれども、宮床基幹集落センター、吉田・落合ふるさとセンターの燃料費6万5,000円、それから光熱水費7万2,000円につきましてお願いするものでございます。修繕料につきましては落合ふるさとセンターのトイレ修繕といたしましての27万1,000円でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費中の19節負担金補助金につきましてですが、1つは園芸作物振興のための産地育成対策事業で、曲がりネギ生産者が購入する機械代、農機代に対し一部助成をしております。当初生産農家にあつては5戸との見込みが今回3戸ふえ8戸となったことから増額補正をさせていただくものでございます。あと1つは東日本大震災農業生産対策事業で、農事組合法人東和ファームが取り組むライスセンター建設において地質調査・構造計算の結果、当初基礎工事よりも鉄筋量、コンクリート量、鉄骨量の増加とともに近ごろの資材・人材不足による建築単価の高騰により工事事業費が増嵩となったことから、事業内容の変更を承認し補助額の増額補正をお願いするものでございます。

同じく5款1項5目農地費の県営土地改良推進費でございます。

13節委託料と19節負担金補助金につきましては、落合大角地区の大堤ため池整備事業に係る支出でございます。大堤ため池につきましては、満水状態にすると堤体からの漏水のほか取水口の老朽化が見受けられていたことから、ため池の堤体工、取水口・洪水吐け工の改修工事を県営ため池等整備事業の補助事業を受けて改修すべく平成23年度に地質ボーリング調査を実施、翌年の24年度に測量及び基本設計業務を実施したところでありましたが、同年度に県が実施のため池等整備事業に係る経済効果算定業務調査において総費用にかかる費用対効果が著しく低い数値結果となり、県営ため池等整備事業を活用しての改修工事はできないこととなったところでございます。

このことから、これまで実施の地質調査結果や測量設計の成果を生かすためにも、当初計画の補助事業よりは補助率は低くなりますが、平成25年2月に制定されました農業基盤整備促進事業を活用し改修して行おうとするものであり、今回補助事業を変更するに当たり新たな改修基本設計の修正業務委託料の計上ということで、13節の補正とともに当初予算の19節負担金で計上しておりました県営ため池等整備事業経済効果算定の町負担分を減額補正するものでございます。

同じく5款1項6目水田農業対策費の3節時間外につきましては、人・農地プラン作成に向けた職員の時間外手当でございます。13節業務委託料につきましては、人・農地プラン作成に係る地図情報システムを整備しようとするものでございます。19節負担金交付金につきましては、集落営農組織であった下桧和田生産組合の東和ファームの法人化に伴い法人化支援交付金が国より交付されることから補正をいたすものでございます。

続きまして6款商工費1項商工費2目商工振興費中の19節補助金につきましては、町内進出企業で創業となった企業に対し条例により企業立地奨励金を交付しておりますが、今回の対象企業が東日本大震災復興特別区域法での税制の特例やら企業立地促進法による固定資産税の減免申請を受け、減免額の確定に伴いまして町の企業立地奨励金の対象額が減額となるものでございます。

3目観光費9節旅費につきましては、来年1月11、12日、東京国際フォーラム展示ホール等で開催されます全国町村会主催の町市・村市2014で行うゆるキャラでの出迎えと町の観光PR、地場製品の紹介と販売に伴う参加職員の旅費の増額補正をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては同イベント参加に伴う消耗品、12節役務費につきましては地場製品と着ぐるみの運搬代でございます。

よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

明細書12ページをお開きになっていただきたいと思えます。

7款1項1目の土木総務費でございます。

9節旅費につきましては、町道の松坂北沢線の町道用地として寄附をいただく方の

隣接所有者の方が、画定図を作成して文筆登記をしなければならぬんですが、その方が東京にお住まいの方で、職員2人分の旅費をお願いするものでございます。

それから、13節の委託料につきましては、道路台帳データを新しいパソコンに移行するための委託料でございます。

7款2項1目の道路維持費でございます。

7節賃金につきましては、舗装の穴埋め、それから路肩の補修等に伴う作業員の計上をお願いしたものでございます。

11節需用費につきましては、先ほど防犯灯でもお話しいたしましたが、9月以降電気料金の値上げがありまして、今度は街路灯の電気料を230万円お願いするものでございます。それから、修繕料につきましてはもみじヶ丘幹線の街路灯が球切れの状況なもので、その修繕を行うものでございます。

続いて7款2項2目の道路新設改良費でございます。

13節委託料につきましては、桧木上舞野線の測量設計費に要するものでございます。

17節公有財産購入費でございます。これにつきましては現在造成中の大和リサーチ西区の山下大沢線の町道のつけかえに伴って宮城県の土地開発公社と道路用地の交換が生じたもので、等積交換であれば補正の計上をすることはできなかったんですが、町のほうでいただく土地の分が多かったためにこの分で道路用地として購入するものでございます。

22節補償費でございます。これにつきましては、町道柿ノ木線の電力の移転に伴う補償費でございます。

続きまして7款4項1目の都市計画総務費につきましては、建築物の実態調査の事務費を県支出金としていただくことになりましたために一般財源と支出金の財源の調整をお願いするものでございます。

2節の下水道費につきましては、28節繰出金につきましては下水道事業特別会計に繰り出しをいたすものでございます。

3目11節需用費でございます。これにつきましては、鶴巢ふるさと公園の現在建設中のトイレが間もなく供用開始できる状態になりますので、それに伴う上下水道の料金を2万7,000円お願いするものでございます。それから修繕料につきましては、車公園のブランコのチェーンの修繕に要するものをお願いするものでございます。

ひとつよろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

13ページをお開きいただきます。

8款1項3目消防施設費でございますが、これにつきましては小型動力ポンプつき軽積載車の購入に係ります国庫補助金が増額となりましたことから、一般財源を減額し国庫支出金を増額する形で財源の調整を図るものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それではご説明申し上げます。

9款1項2目事務局費でございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、私立幼稚園就園奨励費の実績見込みによります補正をお願いするものでございます。

続きまして9款2項1目学校管理費でございます。

13節委託料につきましては、学校業務員業務委託の費用確定によります減額をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、小野小学校の児童数増に伴います管理用備品の経費に係ります補正をお願いするものでございます。

次に、2目教育費教育振興費でございます。

18節備品購入費につきましては、小野小学校の児童数増に伴います教材用備品の経費に係ります補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目施設整備費でございます。

15節工事請負費につきましては、小野小学校ほか1校に係ります便器の暖房便座への交換工事の経費に係ります補正をお願いするものでございます。

次に、9款3項1目学校管理費でございます。

うち13節委託料につきましては、学校業務員業務委託契約の費用確定に伴います減額をお願いするもの、あわせてスクールバス業務委託契約の確定によります減額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、中体連東北大会参加中学校2校並びに全国大会参加中学校1校及び東日本中学生軟式野球大会参加中学校1校に対します大会参加経費につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして14ページをお願いいたします。

9款3項2目教育振興費でございます。

13節委託料につきましては、外国語指導助手業務委託の費用確定によります減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

次に4項1目の社会教育総務費でございます。青少年教育事業費57万4,000円の減額でございますが、これはことし9月17日に鶴巣小学校で生の三味線を子供たちに聞かせる講座を予定しておりましたが、台風18号の影響がございましてやむなく中止になったものでございまして、その関係予算を減額補正としてお願いするものでございます。

次に、2目公民館費でございます。図書室運営費3万6,000円の増額補正でございますが、現在まほろばホールの図書室に4名の図書室臨時職員がおりますが、半年以上の勤務をしますと有給休暇としまして年間1人12時間分の有給休暇がふえますので、その時間分の補正ということでお願いするものでございます。

次に、第4目まほろばホールの管理費でございます。

まほろばホール管理運営費27万9,000円の減額補正でございますが、まず11節需用費の燃料費におきましては当初の積算の見直しをさせてもらいたいというのと、それから光熱水費におきましては電気料金の月平均単価の見直しによる増額分でございます。

それから15節の工事請負費におきましては、飲料水の給水ポンプユニット交換工事、無事終了しましたが、そのときの競争入札の行った差異で144万4,000円の残額が発生したことによります差し引き27万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第5目教育ふれあいセンターの管理費でございます。

1節の委託料につきまして、教育ふれあいセンター業務員の業務委託の確定により

ます減額をお願いするものでございます。

次に9款5項1目の保健体育総務費でございますが、保健体育総務費7万4,000円の補正につきましては、大和町スポーツ推進委員会の高橋 淳会長が今年度の全国スポーツ推進委員功労者表彰を受賞することになりましたので、表彰式が過日11月21日でしたが、和歌山県を会場に開催されましたので、ご本人出席旅費の補正となります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

15ページでございます。

11款公債費でありますけれども、元金の増加につきましては、財政融資資金等におきまして借入期間が10年経過したものの利率見直しが本年度も行われまして、元利均等償還でございまして、これにより元金が195万2,000円増加したもので、それから都市開発資金におきまして臨時の繰り上げで国に返したお金が220万あるもので、この分での増加というような形での見込んだものでございます。利子でありますけれども、これにつきましても財政融資資金等で10年経過分の見直しでもって678万5,000円の減となったものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

議案書17ページをお願いいたします。

議案第96号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,781万7,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分等は「第1表 歳入歳出予

算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

8款繰越金1項1目繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金のうち今回歳出見合いいで見込んだものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

保険給付費見込額等による各科目間での調整ございまして、2款1項介護サービス等諸費の1目、2目及び4目につきましてはそれぞれ居宅介護、施設介護、地域密着型介護の給付サービス費の実績見合いの補正をお願いするものでございます。

続きまして2項1目高額介護サービス等費につきましては、介護サービス費の限度額を超えた分につきましては給付するものでございまして、実績見合いの補正をお願いするものでございます。

続きまして3項1目介護予防サービス給付等費につきましては、要支援の方々に対する介護予防給付費サービスにおきます実績見合いによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、施設利用した場合に係る食費、居住費の負担を軽くするために給付するものでございまして、実績見合いの補正をお願いするものでございます。

4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費11節需用費につきましては、保健福祉課所管車両の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、ひとり暮らし高齢者等の安心コール機器の設置手数料でございまして、実績見合いの補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは議案書のほうの19ページをお願いしたいと思います。

議案第97号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第3号)でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正でございます、歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加いたしまして、予算額を1,531万7,000円とお願いするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては第1表によるものでございます。

事項別明細書の29ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、1款2項1目1節の立木売払収入につきましては、立木の売払収入、分収割合で25%でございます、1万円を見込もうとするものであります。

2款1項1目1節財産造成基金繰入金6万3,000円につきましては、歳出見合いでの計上となったものでございます。

続きまして歳出でございますけれども、2款1項4目の繰出金につきましては、杜の丘1丁目防災倉庫助成のため一般会計の繰出金を見込んだものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第98号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,979万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の31ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、下水道債につきまして低利の借りかえを行ったことによりまして借入利子の支払い額が減少したことなどによりましての減額補正でございます。

6 款諸収入 2 項 1 目雑入につきましては、消費税の確定によりまして還付金の補正計上でございます。

次に歳出でございます。

1 款土木費 1 項下水道管理費 1 目一般管理費につきましては、財源内訳の組み替えを行うものでございます。

2 款公債費 1 項 1 目元金及び 2 目利子につきましては、本年 9 月 20 日付で繰上償還を実施いたしまして低利の借りかえを行っております。このことによりまして償還額が変更となりまして、それぞれ補正をいたすものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書の 23 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 99 号 平成 25 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6,478 万 6,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の 34 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款県支出金 1 項 1 目農業集落排水事業費県補助金につきましては、宮城県からの維持管理補助金でございますが、今年度分の交付額が確定したことによりましての減額補正でございます。なお、当該維持管理補助金につきましては交付総額が確定しておりますので、今回の減額分、この差額分につきましては来年度、平成 26 年度におきまして上乗せにより精算となるものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金につきましては、歳出見合の財源調整によりまして前年度繰越金の補正計上でございます。

次に歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費 27 節公課費につきましては、消費税額の確定によりましての補正をするものでございます。

2 款公債費 1 項 2 目利子につきましては借入金利子の支払い費であります。財源内訳の組み替えを行うものでございます。

以上でございます。

次に議案書の25ページをお開き願います。

議案第100号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条総則でございます。平成25年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出でございます。平成25年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款水道事業収益に1,937万6,000円を追加し合計8億5,899万3,000円とし、第2項営業外収益にも同額を追加しまして、合計を1億1,510万4,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用に1,953万4,000円を追加し合計8億5,555万5,000円といたしまして、1項営業費用にも同額を追加いたしまして、8億2,779万3,000円とするものでございます。

次に第3条の資本的支出でございますが、予算第4条本文括弧書き中の「2億5,553万9,000円」を「2億8,874万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億503万9,000円」を「2億3,574万7,000円」に改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の資本的支出に3320万8,000円を追加し、合計額を3億3,236万5,000円といたしまして、1項建設改良費につきましては2,717万4,000円を追加いたしまして2億4,245万6,000円に、2項の企業債償還金につきましては603万4,000円を追加し合計を8,990万9,000円とするものでございます。

次に第4条の債務負担行為でございます。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものでございます。各種水道メーターの単価契約によります購入でございますけれども、平成26年度当初より使用とするために債務負担行為を予定するものでありまして、期間を平成26年度といたしまして、限度額を2,500万円とするものでございます。また、水道料金調定システム及び公営企業会計システム保守でございますが、期間を平成26年度から29年度まで、限度額を300万円といたすものでございます。

事項別明細書の38ページをお開き願います。

平成25年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款の水道事業収益 2 項営業外収益 1 目他会計補助金の一般会計補助金でございますが、宮城県の大崎広域水道からの受水留保解除分の未計上分につきまして追加補正をいたしまして、また簡易水道事業の管理費を精算見込みで減額補正を行いまして、1,937万6,000円を補正計上するものでございます。

次に支出でございます。

1 款の水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の受水費でございますが、宮城県大崎広域水道からの受水留保解除分に係る費用の未計上分につきまして今回補正計上をお願いするものでございます。

次に39ページの資本的支出でございます。

1 款の資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費につきましては、国土交通省の北上川河川事務所が実施いたします吉田川河川改修に係る舞野地区の北川原橋のかけかえ工事に伴う水道管の移設工事ではありますが、かけかえ工事に直接影響を受けます部分につきましては補償の対象となっておりますけれども、直轄の工事区間以外の老朽化の布設がえにつきまして、これを町施工分として今回補正をお願いするものでございます。

5 目の鶴巣落合線配水管強化事業費につきましては、鶴巣・落合方面への大規模漏水に対応いたしました送配水管の施設強化といたしまして平成21年度から今年度までの5カ年計画によりまして整備を進めてまいりました。管の布設につきましては全て完了いたしておりますが、配水管布設箇所舗装の本復旧につきましても今年度中に完結をさせたいというふうなことで、今回その舗装復旧を終えていない箇所についての復旧経費につきまして補正をお願いするものでございます。

6 目の簡易水道事業費につきましては根古・若畑簡易水道の配水管布設がえに要する経費であります。吉田小学校の下にございます金取橋の上水道、そこまで上水道の配水管が行っておりますが、その部分と接続される箇所までこの簡易水道の部分の配水管の布設がえを延長したいというふうなことで、その所要額について今回補正をお願いしようとするものでございます。

2 項の企業債償還金につきましては、旧公営企業金融公庫の繰上償還の経費について補正計上するものでございます。

次に40ページの債務負担行為に関する調書でございます。各種水道メーターの購入

と水道料金調定システム及び公営企業会計システム保守につきましての債務負担を予定するものであります。

各種水道メーターの購入につきましては単価契約によりましての購入でございますが、限度額を2,500万円、当該年度以降の支払義務発生予定額も同額の2,500万円といたしまして、期間を26年度といたすものでございます。

水道料金調定システム及び公営企業会計システム保守につきましては限度額を300万円、当該年度以降の支払義務発生予定額も同額の300万円、期間につきましては平成26年度から平成29年度までの4カ年とするものでございます。なお、この財源につきましては営業収益より措置するものといたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

議案第101号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1 としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、原阿佐緒記念館、宮床宝蔵、旧宮床伊達家住宅、宮床歌の小径の4施設でございます。

2 指定管理者及び3指定の期間でございますが、詳しくは別紙の説明資料をごらん願いたいと思います。指定管理者の指定についてに関する説明資料でございます。

1 の施設の名称及び位置。名称につきましては先ほど説明申し上げました4つ施設でございます。1につきましては記載のとおりでございます。

2 の指定管理者となる団体の名称でございますが、宮床歴史の村保存会角田 巖会長でございます。所在につきましては大和町宮床字下小路64番地でございます。

3 の指定期間につきましては、5年間ということで前回と同じ期間でございますが、26年4月1日から31年3月31日までの5年間でございます。

4 の募集期間につきましては、平成25年10月15日から同年11月12日までの約1カ月間ございました。

5 の応募団体でございますが、宮床歴史の村保存会1団体でございます。ことしも手を挙げていただきました。

6の指定管理者候補者選定委員会の構成でございますが、委員数につきましては11名、委員会は11月25日に開催をいたしました。11名の内訳としまして、町職員等委員が8名、記載のとおりでございます。外部委員3名としまして記載のとおりでございます。

2ページをごらんになっていただきたいんですが、7選定経過につきましてでございます。最初の4行を朗読いたします。原阿佐緒記念館外3施設の指定管理者は、公募により募集したところ、応募団体は1団体でありました。平成25年11月25日に指定管理者候補者選定委員会を開催しまして、当該団体が指定管理者候補者として選定されました。次の行からは採点方式による評価を報告してございますが、15点以上必要だと説明してございます。採点項目でございますが、ちょうど真ん中の辺をちょっとごらんになってもらいたいんですが、1. 平等性、2. 有効性、3. 経済性、4. 安定性、5としましてその他、全部で5項目の採点項目でございます。採点の結果でございますが、下のほうをごらんになってもらいますと、今回の採点結果につきましては、委員の平均値が1. 平等性は4.1、有効性は4.0、経済性は3.9、安定性につきましては4.0、その他につきましては3.6点で、総得点が19.6点となりました。全ての項目において町が要求する基準値を上回り、公の施設を管理する上での考え方、緊急時の対応、従前の管理の状況等についても十分な実績を示しているとともに、今後の施設運営及び文化振興に対する考え方につきましても十分評価できますことから、指定管理者の候補者として選定されました。

8指定管理料（見込額）につきましては、平成26年度分としまして4施設合わせまして1,094万7,000円でございます。前回は1,084万6,000円ございましたので、年間約10万円ほど増加しておりますが、これは最低賃金の改定見直しに合わせたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、12月12日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月12日は休会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、13日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時26分 延 会